

令和7年度

# 可児市の社会福祉

可児市福祉事務所

## 目 次

はじめに .....	1
人口 .....	2
福祉事務所事務概要 .....	3
令和7年度予算の概要 .....	7
令和7年度介護保険特別会計予算の概要 .....	9
<b>第1. 生活保護と低所得者の福祉 .....</b>	<b>10</b>
1. 生活保護 / 10	
2. 保護施設 / 11	
3. 住居確保給付金の支給 / 12	
4. 生活困窮者自立支援事業 / 13	
<b>第2. 障がい者（児）の福祉 .....</b>	<b>14</b>
1. 障がい者サービス / 14	
2. 身体障害者手帳 / 15	
3. 療育手帳 / 15	
4. 精神障害者保健福祉手帳 / 15	
5. 相談事業 / 16	
6. 在宅福祉対策 / 17	
7. 障がい者への理解を深める対策 / 23	
8. 医療対策 / 23	
9. その他の諸制度 / 24	
10. 障害者総合支援法に基づく介護給付施設 / 25	
11. 障害者総合支援法に基づく訓練等給付施設 / 26	
<b>第3. 児童の福祉 .....</b>	<b>27</b>
1. 児童福祉 / 27	
2. 相談・指導 / 27	
3. 児童センター・児童館 / 29	
4. 保育対策 / 30	
5. 子育て支援 / 32	

- 6. 障がい児通所支援 / 33
- 7. 医療対策 / 34
- 8. 児童の諸手当 / 34
- 9. 児童福祉関係施設 / 36
- 10. こども発達支援センターくれよん / 36
- 11. こども応援センターぱあむ / 38

**第4. 母子家庭等の福祉 ..... 40**

- 1. 母子・父子・寡婦福祉 / 40
- 2. 相談・指導 / 40
- 3. 福祉対策 / 40
- 4. その他の制度 / 42

**第5. 戦没者遺族援護等 ..... 43**

- 1. 戦傷病者戦没者遺族等の援護 / 43
- 2. 可児市戦没者追悼式 / 43

**第6. 成年後見制度 ..... 44**

- 1. 成年後見制度の利用促進 / 44

**第7. 高齢者の福祉 ..... 45**

- 1. 高齢者の現状 / 45
- 2. 高齢者孤立防止事業 / 46
- 3. 生きがいづくり推進事業 / 47
- 4. 老人福祉センター / 49
- 5. 地域支援事業 / 50
- 6. 介護保険 / 56

**第8. 可児市福祉センター ..... 60**

- 1. 可児市福祉センター / 60

**第9. 地域の社会福祉事業 ..... 61**

- 1. 民生委員児童委員 / 61
- 2. 要援護者の状況 / 62
- 3. 地域福祉協力者制度 / 62
- 4. 地域見守り協力活動 / 62
- 5. 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会 / 63
- 6. 可児市ボランティア連絡協議会 / 66

## は　じ　め　に

私たちが住んでいる地域には、一人暮らしをしている高齢者や体の不自由な人、可児市の未来を担う子ども達など、あらゆる人たちが生活を共にしています。しかしここ数年、核家族化が進み、家族間の関りや地域の人間関係は希薄になり、地域の生活課題は複雑化、多様化しています。

市では、令和元年度から高齢者の孤立を防止するため、民生委員・児童委員の協力を得ながら訪問活動を行ってきました。令和5年度からは医療や地域とのつながりのない可能性がある健康状態が不明の高齢者を対象に訪問し、一人暮らしの高齢者や高齢世帯の見守りをしています。

また、「住みごこち一番・可児」の実現のため、令和6年4月から8年間の「第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、地域の見守りや支え合いを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実・推進や、従来の高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉という分野の枠を超えた包括的な支援体制の構築を掲げています。

この冊子は、可児市の福祉を取り巻く状況を皆様にお伝えするために、本市の福祉行政の現状を資料としてまとめたものです。今後の社会福祉事業の推進の一助になれば幸いです。

# 人 口

## I. 人口の推移（国勢調査）

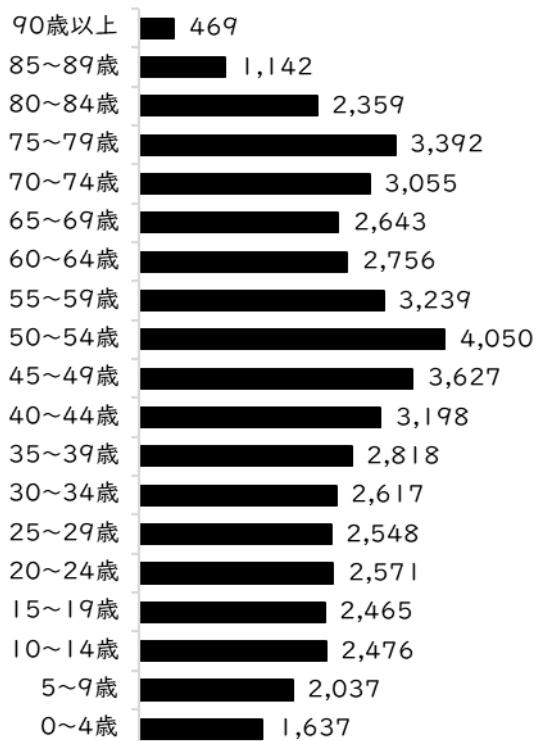
可児市の人口

(単位：人)

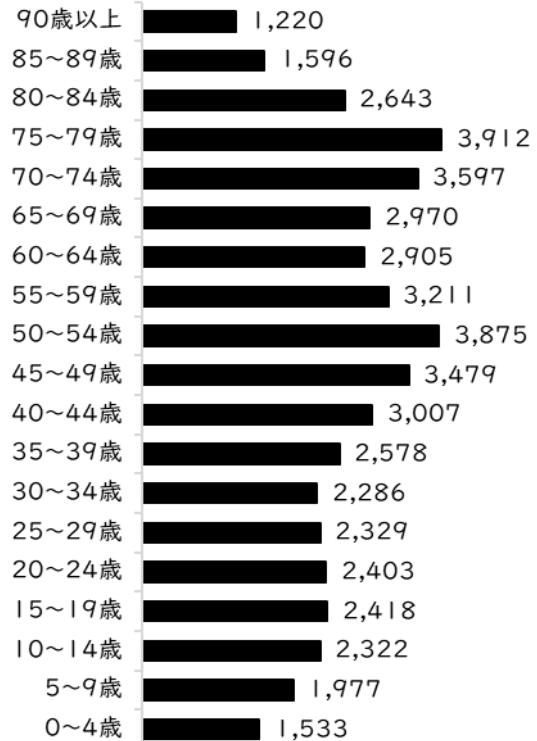
区分	年少人口 0~14歳	生産人口 15~64歳	老人人口 65歳以上	年齢不詳	総人口
平成 12年	14,476	65,325	11,825	26	91,652
平成 17年	14,604	67,776	15,298	8	97,686
平成 22年	14,240	63,414	19,574	208	97,436
平成 27年	13,756	59,429	25,000	510	98,695
令和 2年	12,971	58,949	28,048	0	99,968

## 2. 人口ピラミッド（令和7年4月1日現在）

男性:49,099 (単位：人)



女性:50,261 (単位：人)



## 福祉事務所事務概要

### 福祉事務所

生活に困っている人、児童、老人、母子家庭及び寡婦、父子家庭、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等いろいろな問題を持っている人々の相談相手となり、援護、育成又は更生に関する事務を行うところです。

### 業務内容（社会福祉六法を中心とした次の業務を行っています）

#### （1）生活保護法関係

- ・生活苦や病気などで困っている要保護者の面接相談、生活相談、保護の実施

#### （2）子ども・子育て支援法・児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律関係

- ・保育園、母子生活支援施設、児童福祉施設など施設への入所・通所及び子どもの問題全般に関する相談指導、相談支援

#### （3）障害者総合支援法関係

- ・障がい者が自立した生活が営めるよう、補装具や自立支援医療、自立支援給付や地域生活支援事業の実施

- ・相談支援、権利擁護のための援助

#### （4）身体障害者福祉法関係

- ・身体障害者手帳の受付や交付など身体障がい者福祉に関する相談指導

#### （5）知的障害者福祉法関係

- ・療育手帳の受付や交付など知的障がい者福祉に関する相談指導

#### （6）精神保健福祉法関係

- ・精神障害者保健福祉手帳の受付や交付など精神障がい者福祉に関する相談指導

#### （7）母子及び父子並びに寡婦福祉法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係

- ・母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、就労支援など母子父子寡婦福祉に関する相談指導

- ・DV被害者の保護、女性男性問題全般に関する相談指導

#### （8）老人福祉法関係

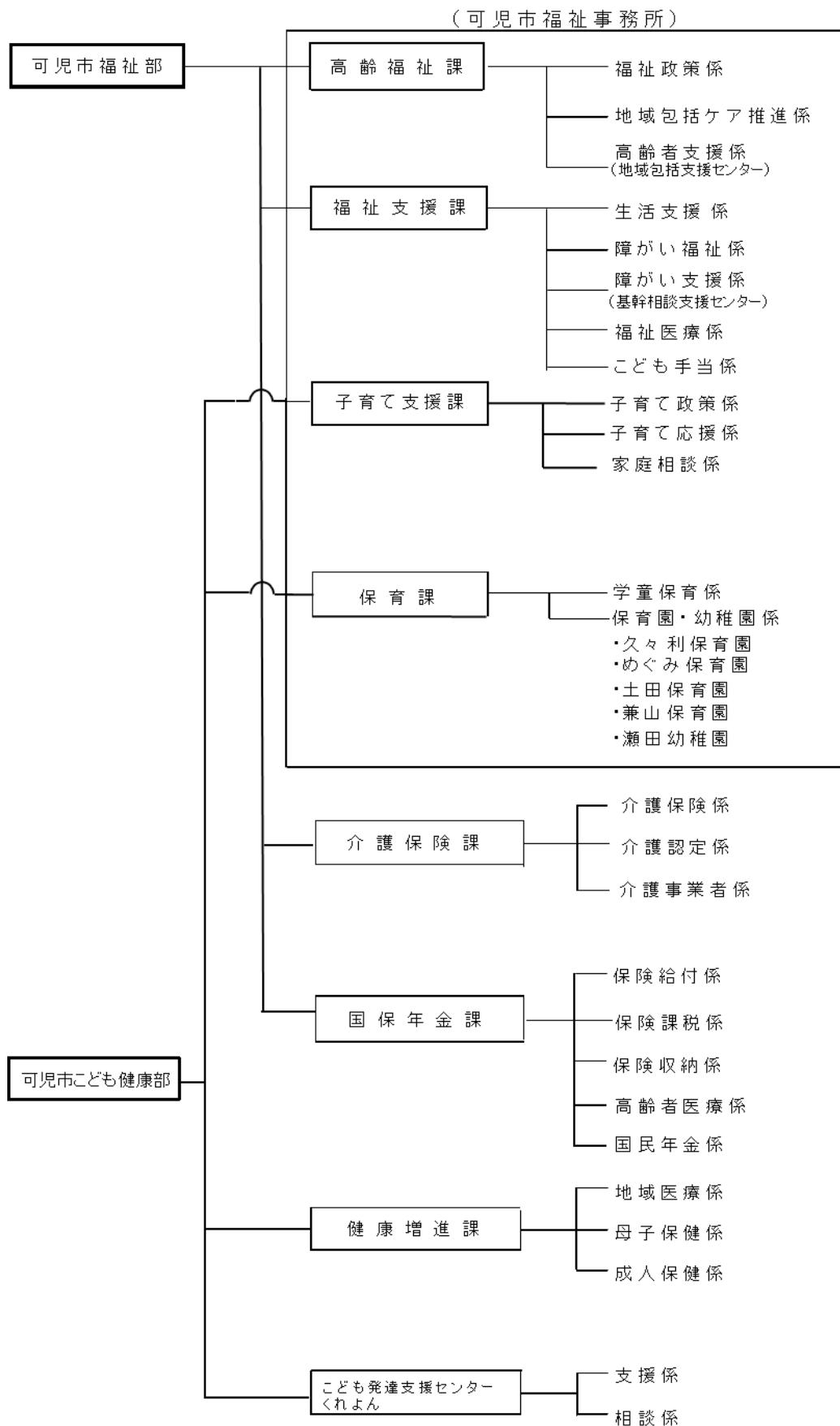
- ・養護老人ホームへの入所、在宅福祉制度など老人福祉に関する業務の実施、相談指導

#### （9）介護保険法関係

- ・介護保険法による要介護認定手続、介護保険料賦課徴収、介護サービス給付及び地域支援事業の実施

#### （10）その他

- ・福祉医療費助成、生活一般に関する相談、関係機関への照会及び斡旋など



## 高齢福祉課

福祉政策係	地域包括ケア推進係	高齢者支援係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉施策の企画調整</li> <li>・老人クラブ連合会</li> <li>・敬老事業</li> <li>・老人福祉法による措置等</li> <li>・在宅福祉サービスの給付</li> <li>・民生委員児童委員</li> <li>・成年後見制度中核機関</li> <li>・社会福祉法人の指導・監査</li> <li>・福祉センター、老人福祉センター（管理・運営・指定管理）</li> <li>・重層的支援体制整備事業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの推進</li> <li>・介護予防及び日常生活支援総合事業</li> <li>・生活支援体制整備</li> <li>・在宅医療及び介護の連携推進</li> <li>・高齢者孤立防止事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・認知症施策</li> <li>・高齢者の権利擁護</li> <li>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業</li> </ul>

## 福祉支援課

生活支援係	障がい福祉係	障がい支援係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による保護の決定及び実施</li> <li>・行旅病人及び行旅死亡人の取扱い</li> <li>・生活困窮者の自立支援</li> <li>・戦没者遺族等の援護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに係る計画策定</li> <li>・障がい者手帳業務</li> <li>・障がい者に対する各種制度に関する業務</li> <li>・障がい福祉に係る団体、事業所に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の地域生活支援に関する業務</li> <li>・障がい者の相談支援に関する業務</li> <li>・障がい者の差別解消、虐待防止に関すること</li> <li>・自殺対策</li> </ul>

福祉医療係	こども手当係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療費助成（重度心身障がい者、子ども、母子家庭等、父子家庭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の諸手当（児童手当・児童扶養手当）</li> <li>・未熟児養育医療</li> </ul>

## 子育て支援課

子育て政策係	子育て応援係	家庭相談係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援政策</li> <li>・子育て健康プラザ</li> <li>・児童センター・児童館</li> <li>・ファミリー・サポート・センター</li> <li>・絆る～む</li> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する学びの支援</li> <li>・家庭教育</li> <li>・子どものいじめ防止</li> <li>・子どもの発達に係る相談及び支援（こども応援センターぱあむ）</li> <li>・不登校支援室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談</li> <li>・ひとり親家庭支援</li> <li>・児童虐待防止、DV対応（女性保護）</li> <li>・スマイルママ訪問事業</li> <li>・こども家庭センター</li> </ul>

## 保育課

学童保育係	保育園・幼稚園係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズクラブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園</li> <li>・幼稚園（教育指導を除く）</li> </ul>

## 介護保険課

介護保険係	介護認定係	介護事業者係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の資格管理</li> <li>・介護保険料の賦課及び徴収</li> <li>・介護保険の給付管理</li> <li>・介護保険事業計画の策定及び進捗管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定申請受付</li> <li>・認定調査</li> <li>・介護認定審査会</li> <li>・市町村審査会（障害支援区分認定審査会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者の指定、変更届等の受付け</li> <li>・介護サービス事業者の指導、相談</li> </ul>

## 令和7年度 予算の概要

**民生費の推移**

(単位:千円)

年度	一般会計 予算額	民生費 予算額	構成比 (%)	年度	一般会計 予算額	民生費 予算額	構成比 (%)
28	31,410,000	10,890,412	34.7	3	29,380,000	11,299,037	38.4
29	33,450,000	11,019,957	32.9	4	29,850,000	11,939,537	40.0
30	32,680,000	11,046,969	33.8	5	31,830,000	12,184,122	38.3
R1	31,450,000	11,029,854	35.0	6	34,940,000	13,595,689	38.9
2	31,550,000	11,266,972	35.7	7	38,530,000	15,129,746	39.3

**令和7年度一般会計目的別歳出構成**

(単位:千円)

項目	予算額	構成比 (%)	項目	予算額	構成比 (%)
議会費	268,227	0.7	土木費	3,772,937	9.8
総務費	5,214,835	13.5	消防費	1,647,600	4.3
民生費	15,129,746	39.3	教育費	6,363,716	16.5
衛生費	2,661,421	6.9	公債費	2,071,369	5.4
労働費	20,443	0.1	予備費	50,000	0.1
農林水産業費	634,981	1.6	計	38,530,000	100.0
商工費	694,725	1.8			

## 令和7年度福祉関係予算額(民生費)

(単位:千円)

項目	予算額	項目	予算額
社会福祉費	社会福祉総務費	児童福祉総務費	790,995
	老人福祉費	児童運営費	4,035,768
	障がい者福祉費	児童館費	77,194
	障がい者自立支援費	保育園費	618,498
	福祉医療費	学童保育費	238,605
	福祉センター費	こども発達支援費	150,012
	国民年金事務費	小計	5,911,072
	老人福祉センター費	生活保護費	生活保護総務費
	後期高齢者医療費		扶助費
	物価高騰重点支援給付金給付費		小計
災害救助費	小計	災害救助費	300
		小計	300
		合計	15,129,746

## 令和7年度 介護保険特別会計予算の概要

市では、介護保険法第3条第2項の規定により介護保険の運営に要する経費を計上するため、介護保険特別会計を設置しています。

また、平成18年度から、介護給付、地域支援事業などの経費を計上する保険事業勘定と、指定介護予防支援事業の経費を計上する介護サービス事業勘定に区分して執行しています。

令和7年度予算額は、保険事業勘定が82億5,100万円、介護サービス事業勘定が880万円です。

### 保険事業勘定

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
保 険 料	1,976,000	総 務 費	125,484
分担金及び負担金	10,148	保 険 給 付 費	7,553,600
使用料及び手数料	10	地 域 支 援 事 業 費	556,577
国 庫 支 出 金	1,633,772	基 金 積 立 金	3,334
支 払 基 金 交 付 金	2,109,359	諸 支 出 金	2,005
県 支 出 金	1,139,589	予 備 費	10,000
財 産 収 入	3,334		
繰 入 金	1,366,691		
繰 越 金	11,805		
諸 収 入	292		
合 計	8,251,000	合 計	8,251,000

### 介護サービス事業勘定

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
サ ー ビ ス 収 入	8,523	事 業 費	8,523
繰 越 金	277	予 備 費	277
合 計	8,800	合 計	8,800

## 第Ⅰ 生活保護と低所得者の福祉

### I 生活保護

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

#### ◎保護の補足性

保護は、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件に行われます。また、民法に定める扶養義務者の扶養、他の法律による扶助は、保護に優先して行わなければなりません。

#### ◎保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種があり、要保護者の必要に応じ扶助を行います。

#### ◎保護の決定

福祉事務所は、生活に困窮する人から保護の申請を受けた後、その家庭を訪問し実情を調査したうえで、その家庭の収入を認定し、要否判定を行います。その結果、国で定めた最低限度の生活が営めないと判断された場合には、保護の基準に不足する分について保護します。

#### ◎管内地区別保護状況

(令和7年4月1日現在)

区分	久々利	平牧	中恵土	広見東	広見	姫治	川合	今渡
被保護世帯	0	4	13	7	26	10	41	31
被保護人員	0	4	22	7	34	15	53	36
区分	下恵土	土田	春里	帷子	桜ヶ丘	兼山	その他	合計
被保護世帯	45	41	10	31	0	5	19	283
被保護人員	52	49	13	40	0	6	19	350

人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
99,360	283	350	3.52%

#### ◎被保護世帯別類型

(令和7年4月1日現在)

高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障がい世帯	その他の世帯	合計
149	18	49	57	10	283

◎令和6年度生活保護費内訳

区分	金額(円)	構成比	1ヶ月当たり平均(円)		
			金額	一世帯平均	一人平均
生活扶助費	167,355,891	28.42%	13,946,324	61,168	49,455
住宅扶助費	73,358,163	12.46%	6,113,180	26,695	21,601
教育扶助費	2,224,480	0.38%	185,373	14,259	8,827
介護扶助費	34,449,862	5.85%	2,870,822	35,885	35,010
医療扶助費	302,891,491	51.43%	25,240,958	100,163	88,877
出産扶助費	0	0.00%	0	0	0
生業扶助費	924,051	0.16%	77,004	12,834	12,834
葬祭扶助費	263,160	0.04%	21,930	10,965	10,965
保護施設・委託事務費	6,568,320	1.12%	547,360	182,453	182,453
就労自立給付金	222,177	0.04%	18,515	3,703	3,703
進学準備給付金	700,000	0.12%	58,333	19,444	19,444
計	588,957,595	100.00%	49,079,800	-	-

## 2 保護施設

◎救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

- ・援護内容・・・給食、介護、健康診断、教養娯楽、生活指導
- ・入所要件・・・生活保護法による被保護者で次のような事情のある人です。
  - ①働く能力がない人
  - ②施設を離れては生活できない人
  - ③社会復帰する見込のほとんどない人

◎救護施設措置状況

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	入所人員
大垣市牧野華園	大垣市牧野町2-150-1	3人

### 3 住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮している方や収入が大きく減少し家計改善の必要がある方で、一定の要件を満たす場合に、就職活動を支えるための家賃補助や家計の立て直しのための転居費用の補助を行うことで、住まいの確保に向けた支援を行います。

<申請先> 可児市社会福祉協議会 電話 62-1555

#### 【家賃補助】

##### (1) 対象・・・次の要件にすべて該当する方

①就労能力・常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みを行い、就職活動が行える。

②申請時に離職・廃業の日から2年以内又は、やむを得ない休業等により就労の状況が離職・廃業と同程度の状況にある。

③収入減少前に、主として生計を維持していた（収入減少後離婚などにより主たる生計維持者になった場合も含む）。

④住宅を失った又は賃貸住宅に居住しているが住宅を失う恐れがある。

⑤申請日の属する月における、生計を一にする同居親族を含む収入合計額が「基準額（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃を合算した額以下である。

※「基準額」＝市民税均等割の非課税となる収入額の1/12

⑥申請日における、生計を一にする同居親族を含む金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下である。

⑦国や自治体などが実施する雇用施策や住宅等困窮離職者に対する類似の貸付や給付を受けていない。

⑧暴力団員でない。

(2) 支給月額（上限）・・・単身世帯29,000円、複数世帯35,000円～45,200円

(3) 支給期間・・・3か月間（一定の条件のもと、9か月を上限に延長可能）

#### 【転居費用補助】

##### (1) 対象・・・次の要件にすべて該当する方

①申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

②家計相談支援事業において、転居によって家計が改善することが認められること。

③家賃補助の対象要件③～⑧と同様。

(2) 支給額・・・家賃補助の支給月額の3倍（上限）

#### 【支給決定実績（令和6年度）】

家賃補助 2件（転居費用補助は令和7年度から実施）

## 4 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮者等への支援を、市が可児市社会福祉協議会へ業務委託を行うことにより実施しています。

生活困窮者の自立に向けたプランニングを行う自立相談支援事業、離職等により経済的に困窮した方へ住宅の家賃を補助する住居確保給付金事業、家計管理に関する支援を行う家計改善支援事業、一般就労に向けた技術の習得等の支援を行う就労準備支援事業を実施しました。

区分	令和6年度
新規相談受付件数	90 件
プラン作成件数	11 件
自立相談支援相談件数	(延べ) 1,871 件
住宅確保給付金相談件数	(延べ) 127 件
	住居確保給付金申請：2 件
家計改善支援相談件数	(延べ) 292 件
就労準備支援事業件数	(延べ) 0 件

## 第2 障がい者（児）の福祉

### I 障がい者サービス

障がいのある方に対し市が行っている主な業務内容は、次のとおりです。

（ア）障がい者手帳交付申請

（イ）障がい者に対して各種の相談支援

（ウ）各種助成に関する業務

- ・重度障がい者社会参加助成券の交付
- ・血液透析患者交通費助成券の交付
- ・ニュー福祉機器購入費助成
- ・介功用自動車購入費助成

（エ）障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務

- ・障害福祉サービスの支給決定（障害支援区分認定）
- ・障害児通所支援サービスの支給決定
- ・自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院）の申請受付等
- ・補装具費の支給

（オ）地域生活支援事業に関する業務

- ・手話通訳・要約筆記派遣事業
- ・日常生活用具費の支給
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・自動車改造助成
- ・自動車運転免許取得助成

（カ）医療費の助成

## 2 身体障害者手帳

身体障がい者（児）とは、身体障害者福祉法における身体上の障がいがある方で岐阜県知事から身体障害者手帳の交付を受けた方です。

身体障害者手帳所持状況

（令和7年3月31日現在 単位：人）

区分 等級	1	2	3	4	5	6	計
視覚障がい	61	59	11	16	20	6	173
聴覚平衡障がい	5	64	42	47	1	92	251
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	2	22	9			33
肢体不自由	325	333	340	350	140	72	1,560
内部障がい	627	17	302	260			1,206
計	1,018	475	717	682	161	170	3,223

## 3 療育手帳

知的障がい者（児）の更生を援護し、その更生に必要な保護を行うことにより知的障がい者の福祉の増進を図るべく、知的障がい者（児）に対して一貫した指導、相談に応じ、また各種の援助を受けやすくするなど福祉の向上を図るために岐阜県知事から療育手帳が交付されます。

療育手帳所持状況

（令和7年3月31日現在 単位：人）

	A	A1	A2	B1	B2	計
児	0	35	62	64	242	403
者	16	96	105	197	227	641
計	16	131	167	261	469	1,044

※A、A1、A2=重度知的障がい者（児）、B1=中度知的障がい者（児）、B2=軽度知的障がい者（児）

## 4 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者（児）の自立及び社会復帰の促進を図ることを目的に交付される手帳です。

精神保健福祉手帳の所持者数

（令和7年3月31日現在 単位：人）

等級	1級	2級	3級	計
所持者数（人）	287	771	116	1,174

## 5 相談事業

### (1) 身体障害者相談員

身体に障がいのある方の更生援護の相談に応じ必要な指導を行っています。市長が委嘱した11名の方が活動しています。

### (2) 知的障害者相談員

知的障がいのある方の更生援護に関し、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに知的障がい者援護思想の普及に努めています。市長が委嘱した3名の方が活動しています。

### (3) 関連機関

障がいのある方やご家族の方の相談に応じたり、各種の判定を行う所です。

身体障害者更生相談所	岐阜市鷺山向井2563-18	電話 058 (231)9715
知的障害者更生相談所		電話 058 (231)9723
精神保健福祉センター		電話 058 (231)9724
発達障害者支援センターのぞみ		電話 058 (233)5116
重症心身障がい在宅支援センター みらい	岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階	電話 058-275-3234 080-8979-7063

### (4) 可児市障がい者生活支援センター ハーモニー（運営：可児市社会福祉協議会）

障がいのある方が地域の中で安心して暮らせるよう、自立や社会参加の促進を支援します。

- 対象となる方 可児市在住の障がい者（児）とその家族等
- 内 容 障がいに関する相談、ピアカウンセリング、自立や社会参加の支援、専門機関等の紹介、各種講座の開催など
- 開設場所 可児市福祉センター内
- 利用日 祝日、年末年始を除いた毎週日曜日から金曜日の8時30分から  
17時まで（日曜日が休館の日もあります）
- 利用延べ件数（令和6年度）

相談		講座参加
職員との相談	ピアカウンセリング	
7,184	504	1,039

### (5) 障がい者基幹相談支援センター

障がいに関する総合的専門な相談や地域の相談支援体制構築、地域移行・定着の推進取組み、権利擁護・虐待の防止及び差別解消、地域の相談支援従事者的人材育成、地域生活支援推進協議会（自立支援協議会）の運営、地域生活支援拠点等の整備に関する業務を行っています。

#### (6) 相談支援事業

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、権利擁護のための必要な援助を行います。

障がい区分	センター名	所在地	実施主体	実施方法
知的（主として）	可茂学園相談支援センター	可児市	(社福) 可茂会	委託
//	ひまわりの丘地域生活支援センター	関市	(社福) 岐阜県福祉事業団	委託
//	美谷の里	関市	(社福) 美谷会	委託
精神	ひびき	美濃加茂市	(医)清仁会	委託
//	かざぐるま	関市	(医)明萌会	委託
//	すいせい	郡上市	(医)春陽会	委託

#### (7) 精神障がい者地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等及び地域住民への障がいに関する理解促進を図るための普及啓発等を実施しています。

センター名	所在地	実施主体	実施方法
ひびき	美濃加茂市	(医)清仁会	I型委託
かざぐるま	関市	(医)明萌会	I型委託
すいせい	郡上市	(医)春陽会	I型委託
希楽里	犬山市	(医)桜桂会	基礎型指定
ヤマト	坂祝町	(株) ヤマト	II型指定

#### (8) 精神保健福祉相談会

精神保健福祉士が心の病気や心配、人間関係などによるストレス、アルコールによる困りごとなどについての相談に応じる精神保健福祉相談会を市役所において月に2回実施しています。

## 6 在宅福祉対策

#### (1) 障害者総合支援法に基づく居宅生活支援

障がいがあるために日常生活を営む上で支障がある障がい者（児）に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の給付費を支給しています。利用を希望する場合は、障害支援区分及びサービスの支給決定を受けた後、サービス提供事業者を選択・契約して利用することとなっています。なお、令和6年度の自立支援給付費支給状況については表のとおりです。

## 自立支援給付費支給決定者数

(令和7年3月31日現在 単位：人)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	短期入所	共同生活援助	合計
身体障がい者	27	8	18	20	8	81
知的障がい者	14	0		100	65	179
精神障がい者	26	0		14	32	72
児童	4	0	0	62		66
難病患者	0	0	0	0	0	0
合計	71	8	18	196	105	398

※主障がいにて抽出

## 自立支援給付費支給額

(令和6年3月～令和7年2月 単位：円)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	短期入所	共同生活援助	合計
身体障がい者	43,651,765	13,695,399	4,447,740	6,184,926	9,525,805	77,505,635
知的障がい者	2,980,001	0		9,486,040	59,450,577	71,916,618
精神障がい者	3,841,925	0		1,530,785	45,611,007	50,983,717
児童	2,145,716	0		29,200,999		31,346,715
難病患者	0	0	0	0	0	0
合計	52,619,407	13,695,399	4,447,740	46,402,750	114,587,389	231,752,685

## 地域生活支援事業支給決定者数

(令和7年3月31日現在 単位：人)

	移動支援	日中一時支援	訪問入浴	合計
身体障がい者	7	19	8	34
知的障がい者	18	81		99
精神障がい者	3	1		4
児童	0	74	3	77
合計	28	175	11	214

※身体障がいと知的障がいの重複、身体障がいと精神障がいの重複は身体障がい者として算定

## 地域生活支援事業支給額

(令和6年4月～令和7年3月 単位：円)

	移動支援	日中一時支援	訪問入浴	合計
身体障がい者	1,039,000	0	2,530,560	3,569,560
知的障がい者	132,500	28,893,301		29,025,801
精神障がい者	129,700	0		129,700
児童	0	23,413,296	1,037,680	24,450,976
合計	1,301,200	52,306,597	3,568,240	57,176,037

## (2) 日常生活用具費の支給

在宅の重度障がい者（児）に対し、特殊ベッド、ストマ装具などの日常生活用具の給付を受けるための日常生活用具費を支給することで、障がい者（児）の日常生活の便宜を図ります。

## (3) 補装具費の支給

身体障がい者（児）に対して、義肢、補聴器などの補装具の購入又は修理を行うための補装具費を支給することで、障がい者（児）の就業その他日常生活の能率向上を図ります。

### 令和6年度 補装具費支給状況

		交付			修理		
		決定件数	公費負担額	利用者負担額	決定件数	公費負担額	利用者負担額
義肢	義手	0	0	0	0	0	0
	義足	1	931,051	0	1	363,315	0
装具	下肢	15	2,979,270	84,289	5	178,682	574
	靴型	2	252,969	6,201	1	15,624	0
	体幹	0	0	0	0	0	0
	上肢	1	28,764	3,195	0	0	0
座位保持装置	姿勢保持機能付車椅子	1	605,440	37,200	4	292,052	3,635
	姿勢保持機能付電動車椅子	0	0	0	2	236,740	0
	車椅子又は電動車椅子機能を持たないもの	4	2,258,771	59,449	1	24,948	2,771
視覚障害者安全つえ		4	24,508	349	0	0	0
義眼	レディメイド	0	0	0	0	0	0
	オーダーメイド	0	0	0	0	0	0
眼鏡	矯正用	0	0	0	0	0	0
	遮光用	0	0	0	1	7,919	879
	コンタクトレンズ	0	0	0	0	0	0
	弱視用	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	0	0	0	0	0	0
	高度難聴用耳かけ型	7	398,892	17,420	1	46,126	5,125
	重度難聴用ポケット型	0	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳かけ型	6	483,686	16,087	1	18,126	2,014
	耳あな型（レディメイド）	0	0	0	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	0	0	0	0	0	0
	骨導式ポケット型	0	0	0	0	0	0
	骨導型眼鏡型	0	0	0	0	0	0
	人工内耳用音声信号処理装置	0	0	0	0	0	0

		交付			修理		
		決定件数	公費負担額	利用者負担額	決定件数	公費負担額	利用者負担額
車椅子	普通型	6	1,872,799	145,782	12	464,089	15,466
	リクライニング式普通型	0	0	0	1	58,919	6,546
	ティルト式普通型	0	0	0	0	0	0
	リクライニング・ティルト式普通型	1	369,145	0	0	0	0
	手動リフト式普通型	0	0	0	0	0	0
	前方大車輪型	0	0	0	0	0	0
	リクライニング式前方大車輪型	0	0	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0	0	0
	リクライニング式片手駆動型	0	0	0	0	0	0
	レバー駆動型	0	0	0	0	0	0
	手押し型	0	0	0	0	0	0
	リクライニング式手押し型	1	517,657	37,200	1	6,360	0
	ティルト式手押し型	1	423,979	37,200	0	0	0
	リクライニング・ティルト式手押し型	2	1,079,409	73,552	6	143,071	13,110
電動車椅子	普通型(4.5km/h)	0	0	0	0	0	0
	普通型(6.0km/h)	0	0	0	0	0	0
	簡易型	1	764,366	0	6	391,475	0
	リクライニング式普通型	0	0	0	1	65,780	0
	電動リクライニング式普通型	0	0	0	0	0	0
	電動リフト式普通型	0	0	0	0	0	0
	電動ティルト式普通型	0	0	0	2	151,156	0
	電動リクライニング・ティルト式普通型	0	0	0	1	42,877	0
座位保持椅子(児のみ)		1	176,384	0	1	7,632	848
起立保持具(児のみ)		2	867,351	69,424	0	0	0
歩行器		0	0	0	0	0	0
頭部保持具(児のみ)		0	0	0	0	0	0
排便補助具(児のみ)		0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ		0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		0	0	0	0	0	0
計		56	14,034,441	587,348	48	2,514,891	50,968

公費負担計 16,549,332 自己負担計 638,316 自己負担割合 3.71%

#### (4) 手話通訳・要約筆記派遣事業

利用延べ件数(令和6年度)

コミュニケーション支援	
手話通訳者派遣	要約筆記者等派遣
36	9

#### (5) 特別障害者手当

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の障がい者に支給されます。

- 支給制限 以下の場合は受けられません。

- ①本人又は本人と生計を同一にしている配偶者及び扶養義務者の所得が一定金額以上ある場合
- ②身体障がい者施設、知的障がい者施設や介護保険施設等に入所している場合
- ③病院や診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している場合

- 手当の額

月額 29,590円（令和7年4月改定）

#### (6) 障害児福祉手当

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を要する20歳未満の障がい児に支給します。

- 支給制限 以下の場合は受けられません。

- ①本人又は本人と生計を同一にしている配偶者及び扶養義務者の所得が一定金額以上ある場合
- ②身体障がい児施設や知的障がい児施設等に入所している場合
- ③障害年金等障がいを支給事由とする給付を受けている場合

- 手当の額

月額 16,100円（令和7年4月改定）

#### (7) 福祉手当（経過措置）

20歳以上の障がい者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止することとしたのですが、従来の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当の支給要件にも該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方については、経過措置として従来の例により福祉手当を支給します。

- 支給制限 以下の場合は受けられません。

- ①本人又は本人と生計を同一にしている配偶者及び扶養義務者の所得が一定金額以上ある場合
- ②身体障がい者施設や知的障がい者施設等に入所している場合
- ③障害年金等障がいを支給事由とする給付を受けている場合

- 手当の額

月額 16,100円（令和7年4月改定）

令和6年度 特別障害者手当等支給状況	区分	実受給者数	支給額
特別障害者手当	130人	39,425,780円	
障害児福祉手当	47人	8,087,940円	
福祉手当	1人	93,200円	
計	178人	47,606,920円	

#### (8) 重度心身障がい児福祉手当（平成17年4月から）

20歳未満の障がい児で、重度の障がいを有しながら国の制度である「障害児福祉手当」の障がい要件に該当しない児童に支給します。

- 対象……身体障害者手帳 1級、2級

療育手帳 A1、A2

- 支給制限 以下の場合は受けられません。

- ①障害児福祉手当の支給要件に該当している場合
- ②施設に入所している場合
- ③本人及び扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合

- 手当の額 月額5,000円

令和6年度 重度心身障がい 児福祉手当支給状況	受給者数	支給額
	68人	3,440,000円

#### (9) 重度障がい者（児）社会参加助成券

在宅の重度障がい者（児）が社会参加するために、タクシーの利用料や自家用車で送迎してもらうための燃料費の一部を助成します。

- 対象……身体障害者手帳 1級、2級及び3級所持者

療育手帳 A、A1、A2及びB1所持者

精神障害者保健福祉手帳 1級、2級所持者

- 助成額……500円券 24枚綴りのチケット

令和6年度 助成券利用状況 (年間)	利用枚数	支払料金
	61,365枚	30,682,500円

#### (10) 血液透析患者交通費助成券

在宅のじん臓機能障がい者が定期的に医療機関へ血液透析療法を受けるため通院する場合に、その通院に要する交通費の一部を助成します。

- ・対象・・・身体障害者手帳のじん臓機能障害Ⅰ級に該当し、定期的に通院により血液透析療法を受けている者
- ・助成額・・・500円券 24枚綴りのチケット

令和6年度 助成券利用状況（年間）	利用枚数	支払料金
	4,577枚	2,288,500円

## 7 障がい者への理解を深める対策

障がい者の自立と社会参加を実現するために、市民へ障がい者への理解と認識を深めてもらうため、次の事業を行いました。

- ・障がい者週間啓発事業の実施（授産製品の販売、作品展示・街頭啓発を実施）

## 8 医療対策

#### (1) 自立支援医療（更生医療）費の給付

身体障がいを有する者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費を公費で負担します。

※ 更生医療については身体障害者手帳を取得（取得予定）となっている方が対象です。

令和6年度 更生医療の支給認定状況（重複あり）

病名	心臓疾患	腎臓疾患	肢体不自由	その他
対象人員	2人	123人	4人	13人

令和6年度 更生医療支払状況

区分	件数	公費	自費	保険者負担	計
医療費	1,888件	37,681,755円	4,736,167円	333,105,087円	375,523,009円

#### (2) 自立支援医療（育成医療）費の申請受付

身体障がいを有する又は、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を公費で負担します。

※ 平成25年度より申請・支給決定等の手続きが県から市へ移譲されました。

#### 令和6年度 育成医療の支給認定状況（重複あり）

病名	視覚障害	心臓疾患	肢体不自由	その他
対象人員	0人	2人	2人	11人
区分	件数	公費	自費	保険者負担
医療費	64件	647,554円	156,885円	8,756,391円
				9,560,830円

#### 令和6年度 育成医療支払状況

区分	件数	公費	自費	保険者負担	計
医療費	64件	647,554円	156,885円	8,756,391円	9,560,830円

#### （3）自立支援医療（精神通院医療）費の申請受付

精神障がいを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費を公費で負担します。

#### 精神通院医療費支給認定者数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年
利用者数（人）	1,420	1,364	1,439	1,558	1,635

※（1）（2）（3）ともに、受診する方の属する世帯の所得状況に応じて自己負担額の上限が設定される場合があります。

#### （4）重度心身障がい者医療費助成

身体障害者手帳4級以上、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している重度心身障がい者に医療費（保険内診療の自己負担分）を助成します。（65歳未満の身障手帳4級所持者については市民税の均等割以下に限る。）

#### 令和6年度 重度心身障がい者医療費助成状況

対象者（月平均）	支給件数	支給額
4,039人	127,144件	536,620,063円

## 9 他の諸制度

- ・心身障害者扶養共済制度
- ・各種税の減免制度
- ・JR鉄道の旅客運賃割引制度
- ・バス運賃の割引制度
- ・航空運賃の割引制度
- ・NHK放送受信料の減免
- ・有料道路料金の特別割引制度

## 10 障害者総合支援法に基づく介護給付施設

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスのうち、次に掲げるサービスを提供する施設。

### (1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。

### (2) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し、主として夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供するサービスです。

### (3) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話等を提供するサービスです。

### 令和6年度（令和6年3月～令和7年2月分）介護給付費支給額

区分	利用人員	利用施設数	支 給 額
生活介護	183人	48	503,957,986円
施設入所支援	83人	24	191,259,728円
療養介護	9人	2	27,599,570円

## II 障害者総合支援法に基づく訓練等給付施設

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスのうち、次に掲げるサービスを提供する施設。

### (1) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行うサービスです。

### (2) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会や生産活動等の機会を提供することにより、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うサービスです。

この事業には、A型（雇用型）とB型（非雇用型）の二つのタイプがあります。

### (3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### (4) 就労定着支援

障害福祉サービスを利用した後、一般の事業所に雇用された障がい者に対し、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連携調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うサービスです。

令和6年度（令和6年3月～令和7年2月分）訓練等給付費支給額

区分	利用人員	利用施設数	支 給 額
就労移行支援	30人	13	23,339,599円
就労継続支援A型	183人	27	255,372,619円
就労継続支援B型	266人	56	344,450,823円
自立訓練（生活訓練）	22人	9	15,627,214円
就労定着支援	16人	11	4,661,767円

## 第3 児童の福祉

### I 児童福祉

すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないという理念のもとに、次の諸施策が実施されています。

### 2 相談・指導

#### (1) 子ども相談センター

児童のあらゆる問題について相談に応じ、原因がどこにあるか、どうすれば児童が健やかに成長するかを判定し、その児童に最も適した指導を行っています。

県内には5ヶ所の相談所があり、可児市の所管は中濃子ども相談センターです。

中濃子ども相談センター	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610番地の1 可茂総合庁舎 電話 <0574>25-3111（代）
-------------	-------------------------------------------------------------

#### (2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実、強化するため福祉事務所に設置され、家庭における適正な児童養育、その他家庭指導、福祉の向上を図るために児童の養育について相談に応じ指導、援助を行っています。

#### 令和6年度 可児市家庭児童相談室新規受付相談件数

新規受付相談件数	412件
----------	------

#### 令和6年度 受付経路別処理件数

児童相談所	113	医療機関	2
県福祉事務所	3	幼稚園	0
その他都道府県関係	0	学校	78
市福祉事務所	33	教育委員会	3
市保健センター	46	児童委員	0
その他市町村関係	4	家族親戚	45
保育所	25	近隣知人	8
児童福祉施設	6	児童本人	40
警察	4	その他	2
保健所	0	計	412

### (3) 子育て相談

すべての児童センター・児童館に専属の子育てパートナーを配置し、週に3回、子育てなどの相談を受け付けています。

場 所	曜 日	時 間
中央児童センター	月・水・金曜日	午前10時～午後3時
帷子児童センター	火・木・金曜日	午前10時～午後3時
桜ヶ丘児童センター	火・木・土曜日	午前10時～午後3時
兼山児童館	火・木・金曜日	午前10時～午後3時

その他にも、毎月1回、「子育て教室ひよこ・こっこタイム」を開催します。子育て相談により把握したニーズを踏まえ、発育段階に応じて、子育てのいろいろな話題を取り上げます。

### 令和6年度 相談種別延べ件数

内容	中央	帷子	桜ヶ丘	兼山	合計
発達に関すること (ことばの遅れ、運動発達の遅れなど)	6	4	20	13	43
生活習慣に関すること (夜泣き、排泄など)	1	19	14	13	47
食事に関すること (離乳食、授乳、断乳、食べないなど)	13	63	10	15	101
身体発達に関すること (体重が増えない、身長が伸びない、歯のことなど)	1	13	5	2	21
病気に関すること (アトピー、便秘、風邪、湿疹、発熱、下痢など)	7	10	9	21	47
性格・行動に関すること (自閉的傾向・やんちゃなど)	6	22	38	51	117
母親自身の悩みに関すること (家族関係、精神葛藤など)	13	30	40	13	96
保育園、幼稚園、学校関係に関すること (友達、先生との関係など)	19	8	27	27	81
サークルの育成、支援 (活動の相談など)	5	1	0	0	6
その他 (医療機関、福祉制度の問合せ)	13	4	0	0	17
合計	84	174	163	155	576

### (4) 発達相談

P.36 「こども発達支援センターくれよん」 参照

### 3 児童センター・児童館

児童に健全な遊びを与え、その遊びを通じて、体力増進と情操を豊かにすることを目的とした施設です。近年では、子育てをめぐる環境が変化する中で、子育て相談を開催するなど、地域の子育て支援の拠点施設となっています。

#### <所在地・電話番号>

中央児童センター 【可児市下恵土 1-100 電話 62-3340】

帷子児童センター 【可児市東帷子1024-6 電話 65-7111】

桜ヶ丘児童センター 【可児市皋ヶ丘6-1-1 電話 64-4001】

兼山児童館 【可児市兼山674-1 電話 59-2113】

<開館時間> 午前8時30分～午後9時 (中央)

午前8時30分～午後5時 (帷子・桜ヶ丘・兼山)

<休館日> 第1土曜日、年末年始(12月29日～1月3日) (中央)

日曜日、祝日、第1・第3月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

(帷子・桜ヶ丘・兼山)

#### <令和6年度 児童センター・児童館 利用状況> (単位:人)

	中央	帷子	桜ヶ丘	兼山	合計
幼児	15,200	2,198	3,381	2,080	22,859
小学生	12,192	1,947	6,056	1,056	21,251
中学生	2,882	44	649	32	3,607
高校生	7,095	4	38	15	7,152
大人	17,457	3,175	3,280	2,507	26,419
計	54,826	7,368	13,404	5,690	81,288

## 4 保育対策

### (1) 保育所等

保護者の就労、疾病等により、日中の保育を必要とする場合に、ご家庭に代わって、その子どもを保育します。

市内の保育所等

(令和7年4月1日現在)

施設名		所在地	電話
かたびら保育園	私立	可児市鳩吹台四丁目61	65-0176
桜ヶ丘保育園	私立	// 桜ヶ丘三丁目124-2	56-0530
ひろみ保育園にこにこ	私立	// 中恵土2255-2	49-7080
兼山保育園	公立	// 兼山482-2	59-2102
久々利保育園	公立	// 久々利1644-18	64-1512
土田保育園	公立	// 土田2512-1	26-8318
めぐみ保育園	公立	// 下恵土28-1	62-3932
ひろみ保育園すくすく	私立（認定こども園）	// 広見751	62-8884
すみれ楽園	私立（認定こども園）	// 下恵土2819-6	62-1836
はぐみの森保育園	私立（認定こども園）	// 塩1272	60-0893
可児さくら保育園	私立（認定こども園）	// 広見1352-2	62-6688
かわい幼稚園	私立（認定こども園）	// 川合861-1	62-7180
梶の木保育園	私立（小規模）	// 川合220-2	60-0667
スマイルネスト今渡保育園	私立（小規模）	// 今渡688-2	60-0777
スマイルネスト広見東保育園	私立（小規模）	// 瀬田430-1	60-5566
りんご保育園にしかに	私立（小規模）	// 帯子新町二丁目41	58-4440
かみのて今渡保育園	私立（小規模）	// 今渡3番地II	66-3512
しあわせいっぱい保育園今渡	私立（小規模）	// 今渡927-2	66-3308

### (2) 施設別入所状況

<市内>

(令和7年4月1日現在 単位：人)

施設名	利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
かたびら保育園	27	2	10	14				26
桜ヶ丘保育園	70	1	13	13	13	13	12	65
ひろみ保育園 にこにこ	130	14	44	59				117
兼山保育園	45	0	3	5	5	2	9	24
久々利保育園	90	3	9	4	14	9	13	52

施設名	利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
土田保育園	137	3	17	21	24	28	27	120
めぐみ保育園	165	3	17	21	29	30	37	137
ひろみ保育園 すくすく	165				56	56	53	165
すみれ楽園	358	11	34	53	51	54	79	282
はぐみの森保育園	102	6	18	18	19	20	21	102
可児さくら保育園	100	6	17	18	19	16	22	98
かわい幼稚園	60				14	20	29	63
梶の木保育園	19	1	7	9				17
スマイルネスト 今渡保育園	19	0	5	8				13
スマイルネスト 広見東保育園	12	1	3	6				10
りんご保育園 にしかに	12	1	4	5				10
かみのて今渡 保育園	19	4	8	8				20
しあわせいっぱい 保育園今渡	19	0	7	7				14
小計	1549	56	216	269	244	248	302	1335

<市外>

(令和7年4月1日現在 単位：人)

市町村名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
岐阜市	0	1	0	0	0	0	1
美濃加茂市	0	2	1	0	0	3	6
各務原市	0	0	0	1	0	0	1
御嵩町	0	1	1	0	0	0	2
坂祝町	0	1	0	0	0	0	1
小計	0	5	2	1	0	3	11
市内外合計	56	221	271	245	248	305	1346

## 5 子育て支援

### (1) ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方がそれぞれ「サポート会員」「利用会員」になって、サポート会員が利用会員の単発的な仕事や用事などのときに一時的に子どもを預かったり、預かりにともなう保育園等の施設への送迎を行ったりする事業です。

○対 象：概ね生後6ヶ月から10歳までの子ども

○会員数：サポート会員88人・利用会員772人・両方会員3人（令和7年3月末現在）

○令和6年度 活動件数 351件

○利用料（1時間当たり児童1人につき）：

<平日>昼間（午前8時～午後6時）600円 昼間以外700円

<土曜日・日曜日・祝日・年末年始> 昼間800円 昼間以外900円

※活動を行うためサポート会員が移動した場合は、別途ガソリン代等の実費が必要になります。

### (2) スマイルママ訪問事業

生後概ね4ヶ月を迎えるまでに第2子以降の乳児のいる家庭を訪問し、気軽なおしゃべりを通じて、健康診査の日程や市の子育て支援事業を紹介するなど、育児に関する様々な情報を提供しながら、子育てに関する悩みや相談に応じています。

○対 象：生後概ね4ヶ月を迎えるまでの第2子以降のお子さんのいる家庭

○訪問日時：スマイルママ訪問員から直接対象のご家庭に訪問日程調整のお電話を入れさせていただき、月曜～金曜日の9時から17時の間の希望の日時に伺います。

○訪問件数：113件（令和6年度）

### (3) 地域子育て支援拠点

子育て中の保護者が気軽に訪れることができ、保護者同士のコミュニケーションや情報交換の場の提供、親子遊びや、絵本の読み聞かせ、セミナー等の勉強会や子育て相談などの子育て支援を行っています。

○場所：認定こども園すみれ楽園、認定こども園ひろみ保育園すくすく

認定こども園はぐみの森保育園、可児さくら保育園、ひろみ保育園にこにこ

○開催日：平日（祝日、年末年始等を除く）

○時間：拠点ごとに異なる

### (4) 絆（きつずな）る～む

常設の子育てサロンとして、子育て中の保護者がゆっくりとくつろいでお子さんとふれあえる場を提供しています。子育て情報の提供や相談、毎月1回の子育て講座を実施する地域子育て支援拠点として運営しています。

○場所：子育て健康プラザ 東棟3階

○日時：<平日> 午前9時～正午・午後12時30分～午後4時30分

<土曜日・日曜日・祝日> 午前9時～正午

(第1土曜日、年末年始を除く)

○対象者：3歳未満児及び保護者・妊婦

○令和6年度利用者数：24,793人

#### (5) 利用者支援事業

子育てに関する各種相談や支援制度の利用に関する助言、支援団体・ボランティアの育成支援や各種情報提供を実施しています。

○場所：子育て健康プラザ 西棟2階 市民支援室

○日時：第1土曜日、年末年始を除く 午前8時30分～午後7時

## 6 障がい児通所支援

#### (1) 児童発達支援事業

発達に何らかの障がい又は遅れのある就学前の児童が、所定の施設に通いながら、生活習慣の自立や集団生活への適応等の支援を受けます。

#### (2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、授業の終了後又は休業日に所定の施設に通いながら、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を受けます。

令和6年度（令和6年3月～令和7年2月分）障害児通所給付費支給額

区分	利用人員	利用施設数	支 給 額
児童発達支援	347人	32	199,683,630円
放課後等デイサービス	370人	54	531,856,933円
保育所等訪問支援	1人	1	14,367円
居宅訪問型児童発達支援	1人	1	75,720円

## 7 医療対策

### (1) 未熟児養育医療

養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付に要する費用を支給します。

#### ○対象となる乳児

・身体の発育が未熟のまま出生した乳児で、正常児が出生時に有する諸機能を得るにいたるまで、医師が入院養育を必要と認めるもの。

・出生時体重が2,000グラム以下（医師が必要と認める場合を除く）で、1歳未満で入院養育であること。

#### ○給付の範囲

国、都道府県等が指定する病院等（指定医療機関）で行われる次の給付

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術及びその他の治療
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送

令和6年度 養育医療給付状況	延べ件数	給付額
	69件	6,615,739円

### (2) 子ども医療費助成

中学校修了までの子（15歳に達した日以後に到来する最初の3月31日まで）に医療費（保険内診療の自己負担分）を助成します。

令和6年度 子ども医療費支給状況	対象者（月平均）	支給件数	支給額
	11,526人	195,078件	411,160,083円

## 8 児童の諸手当

### (1) 児童手当

0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方に支給します。ただし、日本国内に住所がない児童は対象となりません。

#### ○手当月額

対象児童	第1子・第2子	第3子以降
0歳から3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで	10,000円	

令和6年度 児童手当支給状況	延べ児童数	支給額
	149,259人	1,748,975,000円

## (2) 児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が一定の障がいの状態にある児童等の養育者等に手当を支給します。(所得制限あり)

### ○対象となる児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令に定める程度の障がいのある者(以下、「児童」という。)で、次のいずれかに該当する児童。

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- エ 父又は母の生死が明らかでない児童
- オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- カ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ケ 弃児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

ただし、日本国内に住所がない児童、里子、児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません。

令和6年度 児童扶養手当支給状況	支給者数(R7.3.31時点)	支給額
	621人	331,969,480円

### ○手当月額

児童人数	全部支給	一部支給	支給停止
1人	46,690円	46,680円～11,010円	所得制限限度額 を超えると0円
2人	57,720円	57,700円～16,530円	
3人	68,750円	68,720円～22,050円	

所得制限限度額を超える場合に、その所得額に応じて、一部支給停止若しくは全額支給停止となります。

## (3) 特別児童扶養手当

障がいのある児童の生活向上に役立てるため、その児童を監護している父若しくは母、あるいは父母にかわる養育者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ろうとするものです。

### ○支給対象者

- ア 中度若しくは、重度の障がいのある20歳未満の児童を監護養育している者。

イ その児童が児童福祉施設等に入所していないこと。また障がいを理由とする公的年金を受けていないこと。

ウ 父母又は養育者などの所得が一定金額以内であること。

支給状況（令和7.9.30現在）

※受給資格者総数241人、支給停止者を含む

支給	1級	115人
児童数	2級	147人

## ○支給額

重度の障がい（1級）・・・月額56,800円（令和7年4月改定）

中度の障がい（2級）・・・月額37,830円（令和7年4月改定）

## 9 児童福祉関係施設

### 児童福祉施設入所

保護者のいない児童や生活環境上養護を要する児童、心身に障がいがあり家庭で養育することが困難な児童等について、児童養護施設等への入所措置を行います。

◎乳児院・・・・・・・乳児（満2歳まで）を入所させて、養育することを目的とする施設。

◎児童養護施設・・・・・・・乳児以外の児童で、保護者のいない児童・虐待されている児童・その他環境上養護を要する児童を入所させ養護を行う。

◎児童自立支援施設・・・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入所させて、必要な指導を行う。

◎児童心理治療施設・・・不登校やひきこもり・いじめ等の心理的困難にぶつかっている児童を入所・通所させて総合的な援助を行う。

## 10 こども発達支援センターくれよん

こども発達支援センターくれよんは、就学前の子どもの発達を支援する機関として、昭和51年4月土田小学校で「ことばの教室」として発足し、昭和63年4月に現住所に新築移転し、現在も障害児通所支援を中心に以下の事業を行っています。

### ○障害児相談支援

計画相談支援：障害福祉サービス等を必要とする児童・保護者の依頼を受け、利用計画の作成及び適切なサービス継続を支援します。

### ○児童発達支援

対象年齢：乳幼児（0歳から小学校就学の始期に達する子ども）

発達に何らかの心配がある乳幼児に対する通所療育（個別療育、ペア療育、グループ療育、親子療育、集団療育）を行うとともに、就園・就学指導を行います。また、3歳児未満に対しては、親子同伴での

療育を行います。

- ・未就園児集団療育…月6～12回 135分（食事指導、生活習慣自立支援等を含む。）
- ・就園児療育 ……「個別療育」+「ペア・グループ療育」を月3回程度 75分

### 事業実績

#### （1）障害児相談支援事業

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく指定特定障害児相談支援事業所として、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行っています。

令和6年度 相談支援実施件数（単位：件）	利用計画作成	モニタリング
	532	747

#### （2）児童発達支援事業

利用児については、就園・就学支援、利用児園参観など、関係機関との連携を強化し、支援にあたっています。

##### 年度別入所状況

（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
継続入所児	117	142	130	130	118	115	133	124
新入所児	85	50	58	53	54	73	56	65
計	202	192	188	183	172	188	189	189
入所利用児伸び率 (前年比)	99.0%	95.0%	97.9%	97.3%	94.0%	109.3%	100.5%	100.0%
入所待機児数	0	0	0	0	0	0	0	0
療育体験利用児 (令和6年度新入所児除く)	6	8	3	5	17	12	18	15
「ことばの相談室※」	19							
支援開始児計 (入所+体験+ことば)	227	200	191	188	189	200	207	204

※「ことばの相談室」：平成27年度～平成29年度まで実施。福祉サービス制度の変更に伴い、平成30年度からは、必要性に応じて通常療育の中で実施しています。

##### 令和6年度 年齢別・就園別利用児数

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
				年少児	年中児	年長児	
未就園	0	12(2)	16(1)	5	5	2	40(3)
保育園	0	0	10(2)	19(4)	30(3)	22(10)	81(19)
幼稚園	0	0	5	15(2)	21(2)	27(18)	68(22)
計	0	12(2)	31(3)	39(6)	56(5)	51(28)	189(44)

注：うち（ ）内は中途退所児童

### 令和6年度 就学予定利用児の動向（途中退所児含む 全49人中）

特別支援学校 5	支援学級 20	通常学級（通級なし） 7	通常学級（通級あり） 17
----------	---------	--------------	---------------

※通級：「通級指導教室」の略。通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

利用児の状況  
(令和6年度)

種 别	人 数	比 率
発達障がい	160	84.65%
(内：知的障害有)	86	
(内：知的障害無)	74	
知的障がい	25	13.23%
ことばの遅れ	0	0.00%
重症心身障がい等	3	1.59%
肢体不自由	1	0.53%
難聴	0	0.00%
計	189	100%

※上記の区分は、療育を通して支援員が判断したものによる（医師による診断も含む）

## II. こども応援センターぱあむ

こども応援センターぱあむは、支援を要する子どもへの早期の支援開始、保護者への適切な支援、幼児期から学童期へとつなぐ支援により、安心・安定した環境での可児市の子どもたちの健やかな育ちを応援します。

### [令和6年度実績]

#### (1) 乳幼児発達等相談

発達に関する心配がある乳幼児について相談に応じます。

- ・発達相談：324件（うち就学支援12件）

#### (2) 子育て関係機関支援

##### ○年中児相談（4～5歳児）

幼稚園・保育園からの依頼を受け連携して、年中児保護者への発達アンケートの実施、要支援児童に関する園スタッフや保護者の相談に応じます。

- ・実施園 18園
- ・発達アンケート 595人
- ・行動観察 237人
- ・保護者面談 68人

## ○園観察訪問

幼稚園・保育園からの依頼により、年中児以外の児童について集団の場における過ごし方等に関して園の指導者（担任等）の相談に応じます。

- ・園訪問： 17園 1施設 のべ 97件

### (3) 可児市版プロフィールブック発行

保護者が児童の成長経過や関わり方を記録し、園・学校など支援者と情報を共有することで一貫した支援を受けるためのものです。

市ホームページで様式をダウンロード可（外国語版あり）。

- ・発行 58人

### (4) いのちのふれ愛教育（こども健康部連携事業）

幼児期から自分のからだを知る守る気持ちを育てるため、こども健康部が連携して幼稚園・保育園対象の出前講座を実施します。

- ・実施 19園 1施設 のべ 2,005人

### (5) その他

関係機関と連携し、要支援児への支援体制整備と発達障がいに関する知識の普及を行います。

- ・発達支援コーディネーター会議の開催： 6回 のべ 203人参加

## 第4 母子家庭等の福祉

### I 母子・父子・寡婦福祉

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭）及び配偶者のない男子（父子家庭）の福祉を増進するため、母子・父子自立支援員の活動があります。

また、配偶者の無い女子で扶養していた子供が20歳を超え、母子家庭ではなくなつたが、なお生計を維持している場合を寡婦といい、母子及び父子に準じ救済制度がとられています。

可児市母子寡婦福祉連合会加入状況

(令和6年4月1日現在)

地域	久々利	平牧	広見	今渡	土田	春里	帷子	計
寡婦	15	0	7	3	10	0	5	40人
母子	5	0	8	11	7	0	8	39人

### 2 相談・指導

#### ◎母子・父子自立支援員

- ①母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行います。
- ②母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の職業能力の向上や就労の支援を行います。
- ③母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する諸調査を行います。

### 3 福祉対策

#### (1) 資金貸付制度（岐阜県）

母子福祉資金貸付、父子福祉資金貸付、寡婦福祉資金貸付制度があり、母子家庭、父子家庭、寡婦が経済的に自立し、しあわせな生活を営むために必要な資金を低利又は無利子で貸し付けています。

#### 貸付金の種類

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金   | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金   | ⑥就職支度資金 | ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金   |
| ⑨住宅資金   | ⑩転宅資金   | ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金   |

貸付限度額、貸付機関、償還期間、利子等は種類によって異なります。

令和6年度 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

資金名	母 子		父 子		寡 婦	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	7件	4,040,400円	0件	0円	0件	0円
就学支度資金	4件	862,000円	0件	0円	0件	0円
生活資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
事業継続資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
住宅資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
技能習得資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
結婚資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
修業資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
転宅資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
医療介護資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
事業開始資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
就職支度資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
合 計	11件	4,902,400円	0件	0円	0件	0円

(2) 母子家庭等並びに父子家庭の医療費助成

母子家庭等の母及び18歳未満の子（18歳に達した日以後に到来する最初の3月31日まで）並びに父子家庭の父及び18歳未満の子（18歳に達した日以後に到来する最初の3月31日まで）に医療費（保険内診療の自己負担分）を助成します。

令和6年度	受給資格者（月平均）	支給件数	支給額
母子家庭等の医療費支給状況	2,077人	33,562件	87,735,854円
父子家庭の医療費支給状況	152人	1,895件	5,122,827円

(3) その他の制度による対策

母子・父子・寡婦及び福祉連合会への優遇制度があります。

- ① 専売品販売の特別配慮
- ② 売店等設置の特別配慮
- ③ 通勤定期乗車券の特別割引制度（JRのみ）
- ④ 税制上の軽減

## 4 その他の制度

### (1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の能力開発による自立を促進するため、受講開始前にあらかじめ教育訓練講座の指定を受けた人が、講座を修了した場合に給付金を支給します。

○対象：母子・父子自立支援プログラムの策定または、それに準ずる自立に向けた支援を受けている方で、市が定める対象者の基準を満たす人

○対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

○給付金の額：受講のために支払った費用の60%相当額（上限20万円）

（注1）60%に相当する額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しません。

（注2）雇用保険制度の教育訓練給付金の対象者は、自立支援教育訓練給付金の額から、教育訓練給付金の額を差し引いた額が支給されます。

### (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が専門的な資格を取得するため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合に高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

○対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの国家資格。

デジタル分野等の民間資格（CCNP、LPIC、CAD等）

○支給の対象期間：修業する全期間（上限4年）

○支給額：訓練促進給付金 ※ 月額 100,000円（市民税非課税世帯）

※ 月額 70,500円（市民税課税世帯）

※ 修業期間の最後の1年は月額40,000円加算

修了支援給付金 50,000円（市民税非課税世帯）、25,000円（市民税課税世帯）

### (3) ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、自分たちで企画・運営することにより共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ります。

○対象者 ひとり親家庭の親子

○回数 年5回程度 開催

○内容 交流イベント、クリスマス会、入園・入学・進級お祝い会など

## 第5 戦没者遺族援護等

### I 戦傷病者戦没者遺族等の援護

#### 特別給付金・特別弔慰金

##### (1) 戦没者妻特別給付金

一定の基準日において、恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する戦没者の妻に対し支給されます。

##### (2) 戦傷病者妻特別給付金

一定の基準日において、恩給法の増加恩給・傷病年金、援護法の障害年金などの年金給付（障がいの程度による）を受けている戦傷病者等の妻に対し支給されます。

##### (3) 戦没者父母特別給付金

一定の基準日において、恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する戦没者の父母に対し支給されます。ただし、戦没者死亡当時戦没者以外に父母と氏を同じくする子・孫がない場合で、その日以降、父母と氏を同じくする自然血族の子又は孫を有しない場合に限られます。

これらの特別給付金について、国債償還が終了したときに、次の特別給付金が継続して支給されています。

なお、特別給付金・特別弔慰金を受ける権利は、当該権利を取得した日から、3年以内に請求しないと時効により消滅します。

##### (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

昭和6年9月18日（満州事変）以降の戦没者の遺族であって、一定の基準日において恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する者が死亡している場合に支給されます。

## 2 可児市戦没者追悼式

戦没者遺族及び来賓が一堂に会し、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、平成17年度から実施しています。

#### 【令和6年度実績】

・期 日 10月30日 ・場 所 可児市文化創造センター 小劇場 ・参加者 56人

## 第6 成年後見制度

### I 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分なために法律行為における意思決定が困難な方に対し、その判断能力を補い、財産などの権利を擁護するための制度です。市は令和2年1月に権利擁護センターを設置し、「可児市成年後見利用促進基本計画」を策定しました。

#### (1) 可児市権利擁護センター

相談により収集した情報を基に支援の必要性、適切な支援内容等の検討（アセスメント）を行う。

【総合窓口】 高齢福祉課 福祉政策係

【専門窓口】

- ・高齢者（高齢福祉課 高齢者支援係）
- ・障がい者（福祉支援課 障がい福祉係）
- ・生活困窮（福祉支援課 生活支援係）

#### (2) 中核機関支援調整会議

権利擁護の方針についての検討・専門的判断を行うケース会議

・令和6年度 11回開催

## 第7 高齢者の福祉

人口の高齢化が急速に進むなかで、高齢者に対する介護・福祉施策の推進は極めて重要な課題です。市では、老人福祉法、介護保険法に基づき、老人福祉事業及び介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施のため、計画を策定しています。今年度は、令和6年度から8年度までの3年間を期間とする第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めています。

### I 高齢者の現状

#### (1) 高齢者数

(令和7年4月1日現在 単位：人)

	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	計	人口 (市全体)	高齢化率(%)
男	5,698	7,362	13,060	49,099	26.60
女	6,567	9,371	15,938	50,261	31.71
計	12,265	16,733	28,998	99,360	29.18

#### (2) 養護老人ホーム入所措置

身体上、精神上、環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を入所させて、養護する施設です。

#### 入所人数

(令和6年4月1日現在)

所在地	施設名	入所人員	合計
御嵩町	さわやか長楽荘	5人	6人
八百津町	八百津蘇水園	1人	

#### (3) 緊急通報システム設置事業

緊急時の連絡体制を24時間とることで、日常生活の不安解消を図ります。

【対象者】 65歳以上の一人暮らし高齢者及び介護を要する高齢者世帯など

【内 容】 緊急通報装置（固定型または携帯型）の貸与、緊急時の対応、健康等に関する相談

【負担金】 世帯の市民税課税状況に応じて、無料又は300円（月額）

#### 令和6年度 利用状況

設置数	275世帯
総受報	1,165件（内正報18件）
新規設置・撤去件数	設置26件、撤去42件

## 2. 高齢者孤立防止事業

高齢者が市や社会とつながりを持つことで、孤立感を減らし、安心感を持っていつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援することを目的として実施しました。

### (1) あんきクラブ便り配布

高齢者に知らせたい内容を掲載した「あんきクラブだより」を市内の75歳以上の方に郵送しました。  
(年2回発行)

○第12号 ・・・(令和6年7月:12,818通郵送)

内容:認知症高齢者等見守りシール、かけそばネットからのメッセージ、  
介護予防教室の紹介など

○第13号 ・・・(令和6年12月:12,703通郵送)

内容:ヒートショック対策、フレイル予防、地域のサロンの紹介、  
可児の秘仏紀行、救急安心メッセージぎふの紹介など

### (3) 高齢者の訪問

#### 【実施内容】

令和6年度

訪問対象者	医療や地域とのつながりのない可能性がある75歳以上の高齢者 151人
訪問期間	令和6年11月~12月
訪問者	高齢福祉課職員

職員が高齢者と直接会い、日頃の暮らしぶりなどを聞き取りました。会話を通じて、高齢者が孤立感を抱いて生活していないか、困っていることはないかななどを聞き取り、必要に応じて関係機関に繋ぎました。

#### 【訪問実績】

区分	訪問 対象者	うち	訪問 実績	男女別内訳	
		不在		男	女
75歳以上の高齢者世帯の世帯員	39	1	38	11	27
独居	31	4	27	7	20
子世帯等の同居者がいる方	81	2	79	42	37
合計(人)	151	7	144	60	84

### 3 生きがいづくり推進事業

高齢者の方が元気で生きがいをもって生活できるよう、各種の生きがいづくりを進めています。

#### (1) 老人クラブ助成事業

可児市健友連合会の社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動及び健康づくりにかかる各種活動に助成する事業です。

**【助成対象】** 次の要件に該当する老人クラブが助成の対象となります。

- ① 会員数が概ね30人以上であり、可児市健友連合会に加入している単位老人クラブ。
- ② 会員の年齢は、60歳以上とすること。
- ③ 会員は同一小地域に住み、その区域はほかのクラブと重複しないこと。
- ④ クラブは政治上又は宗教上の組織に属さないものとすること。
- ⑤ クラブの運営は、会員により民主的に行われること。
- ⑥ クラブの活動費に充てるため、会費を徴収すること。
- ⑦ クラブの活動は、月1回以上実施すること。

老人クラブ結成状況

(令和7年4月1日現在)

地区名	クラブ数	会員数	地区名	クラブ数	会員数
平牧	2	85人	帷子	5	232人
桜ヶ丘	1	46人	春里	1	25人
広見西	1	49人	下恵土	1	37人
川合	3	110人	広域クラブ同好会	—	30人
今渡	1	33人	計	15	647人

#### (2) 高齢者生きがいづくり推進事業

高齢者を対象に、健康増進や教養・文化を高めることを目的とし、次のような各種行事を開催しています。

##### 【事業内容】

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| ①講演会等の開催、作品展の開催 | ②文芸集「養寿」の発行                 |
| ③演芸大会、カラオケ発表会   | ④体力測定・講話                    |
| ⑤運動会の開催         | ⑥ゲートボール、グラウンド・ゴルフなどの軽スポーツ振興 |
| ⑦健友大会（功労者の表彰式）  | ⑧サロン可児川（高齢者サロン）             |

移動支援を実施する団体に車両を貸与する住民参加型移動支援モデル事業を実施しています。

- ・団体数 3団体
- ・貸与台数 3台

### (3) 心配ごと相談事業

日常生活全般における心配ごとの相談に応じ、適切な助言・援助を行うことで福祉の増進を図ります。

【対象者】 市内に居住している方

【日 時】 第2・第4火曜日 午後1時～4時（受付時間は午後3時30分まで）

（年末年始は休み、祝日の場合は翌日に振替）

【場 所】 福祉センター

【内 容】 司法書士や民生児童委員などが相談に応じます。

【利用料】 無料

令和6年度 事業実績 相談延件数27件

### (4) 敬老事業

長年にわたって社会に貢献された75歳の方や長寿を祝して100歳の方にお祝い状と記念品を贈呈することにより、敬意を表すための事業です。

令和6年度 敬老事業実施状況	75歳お祝い	百歳お祝い
	1,674人	25人

### (5) 公益社団法人可児市シルバー人材センター（可児市福祉センター内 電話 63-5811）

【目 的】 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時のかつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、次のような事業を展開しています。

①臨時のかつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

②臨時のかつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、岐阜県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、その拡大された時間の範囲内において就業を希望する高齢者への職業紹介事業又は労働派遣事業を行うことができる。

③高齢者に対し、臨時のかつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業及び前項、なお書に係る派遣就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

④高齢者のための臨時のかつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

⑤前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

⑥その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

令和6年度 事業実績  
(会員数は令和7年4月  
1日現在)

会員数	835人
請負受託事業	受託件数
	3,368件
	契約金額
	286,200,133円
	就業人員
	56,505人

#### 4 老人福祉センター

高齢者の健康増進、機能回復訓練、教養の向上及び娯楽の場、並びに老人クラブの活動の場として親睦を図り、明るい余暇時間を過ごしていただいたり、各種の相談や指導を受けたりしていただく施設です。

##### (1) 老人福祉センター可児川苑 【可児市坂戸765 電話 61-0248】

集会室、教養娯楽室、図書室、相談室、ロビー、機能回復訓練室等があり、屋外にはゲートボール場も併設しています。

令和6年度  
可児川苑利用状況（単位:人）

団体利用者数	11,290
個人利用者数	10,333
合計	21,623

##### (2) 老人福祉センター福寿苑 【可児市大森347-2 電話 63-3333】

集会室、休養室（和室）、研修室、ロビー、機能回復訓練室等があり、屋外にはゲートボール場を併設しています。

令和6年度  
福寿苑利用状況（単位:人）

団体利用者数	10,023
個人利用者数	8,911
合計	18,934

##### (3) 老人福祉センターやすらぎ館 【可児市兼山1011-1 電話 59-2223】

和室（教養娯楽室、集会室、健康相談室）、生活相談室、ロビー、機能回復訓練室等があります。

令和6年度  
やすらぎ館利用状況（単位:人）

団体利用者数	4,509
個人利用者数	4,972
合計	9,481

## 5 地域支援事業

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しました。

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるように、介護保険サービスに加えて、各種のサービスを増やし、地域の支えあいの体制づくりと合わせて、要支援相当の方から元気な高齢者の方までの介護予防と日常生活の自立を支援する事業です。

#### ① 介護予防・生活支援サービス費（令和6年度年間サービス給付費）

区分	給付費（円）
訪問介護相当サービス（従来の介護予防訪問介護）	32,352,054
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	1,381,849
訪問型サービスB（住民主体による支援）	861,750
通所介護相当サービス（従来の介護予防通所介護）	161,451,152
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	39,371,126
通所型サービスB（住民主体による支援）	1,401,364

#### ② 介護予防ケアマネジメント

【内容】 基本チェックリストで事業対象者と判定された方および要支援1又は2の認定を受けた方で介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方に、個々の状態やニーズを踏まえ、介護予防と自立した生活を支援するために必要なケアマネジメントを行ないます。

【実施状況】 地域包括支援センターで作成 延べ 5,232件

居宅介護支援事業所に委託 延べ 605件

## (2) 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要な状態にならないよう介護予防の必要性を啓発し、運動や口腔ケアなど介護予防の取り組み方法を学ぶ機会を提供しました。

### ① 介護予防普及啓発事業

#### ◎介護予防体操（K体操）普及事業

【内 容】市オリジナル介護予防体操「K（ケイ）体操」を普及するため、K体操普及員は、市の運動教室やサロンなどに派遣し、K体操普及を行っています。また、K体操普及員フォローアップ講習会を開催しました。

【登録状況】K体操普及員：21名

※K体操は、平成27年度に理学療法士と歯科衛生士の専門職による考案のもと作成し、可児医師会、可児歯科医師会の監修をいただきて完成した介護予防体操です。

#### ◎おいしく歯歯歯教室

【内 容】主に口腔機能の低下がある人を対象に、口腔機能向上指導を実施。2回コースでじっくり学ぶことができます。また年度末に各会場の参加者を対象に全体のフォローアップを実施。

【実施状況】実施場所 4会場（地区センター）、フォローアップ1会場

参加者数 延べ146人

#### ◎知って備えて認知症講座・個別相談会

【内 容】一般市民が軽度認知症について正しく学ぶことができる機会と、軽度認知症について相談できる機会を提供。また、軽度認知症への適切な対応方法を知り、悪化予防と介護者の負担を軽減します。

【実施状況】実施場所 6会場（地区センター）

参加者数 講座延べ113人、個別相談会2人

#### ◎認知症予防教室

【内 容】認定理学療法士等により、認知症予防に対する知識の習得と生活の中で実践できる実技指導をまなびます（全18回講座）

【実施状況】実施場所 2会場（地区センター） 参加者数80人

#### ◎まちかど運動教室

【内 容】普段から高齢者が集い、通いやすい会場に、運動指導士等を派遣し、認知症予防・体力維持を目的とした教室を開催しています。

【実施状況】実施場所 市内37会場（各地区集会場、地区センターなど）

参加者数 延べ15,503人

## ② 地域介護予防活動支援事業

### ◎地域支え合い活動助成事業

地域で見守りを要する高齢者等に集いの場を提供することや、高齢者への日常生活支援を通じて、介護予防に寄与する自主的な活動（支え合い活動）を行う地域住民等による団体に対して、事業経費の一部を助成しました。

【対象活動】①高齢者が集うサロンの運営

②生活支援サービスの提供（調理・配食、掃除、庭の草抜き、買物代行、同行支援、ごみ出し支援など）

③安否確認及び見守り活動

【対象団体】地縁団体、NPO法人、任意ボランティア団体、地区社協、単位老人クラブ、その他市長が必要と認めた団体

令和6年度 利用状況	区分	交付団体数	助成額	延べ利用者数
	対象活動①運営経費	28団体	3,096,140	25,122人
	対象活動②運営経費	7団体	1,252,581円	2,612人
	対象活動③運営経費	3団体	370,848円	12,154人
	開設準備経費	1団体	0円	—
	備品更新経費	3団体	146,000円	—
	活動拠点整備経費	1団体	0円	—

### ◎地域支え愛ポイント制度

介護予防・日常生活支援総合事業を地域の実情に応じ、住民主体の取組みを含めた多様な主体による柔軟な取組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるようにするため、地域振興課が実施する地域支え愛ポイント制度を活用して地域支援事業を実施しました。また、この制度を活用し、65歳以上の方のボランティア活動を通じて健康づくり活動を推進しました。

【対象者】市社会福祉協議会でボランティア登録し、市が指定するボランティア活動を行った65歳以上の高齢者

【内容】ボランティア活動でたまつたポイントを地域通貨Kマネーに交換する（1ポイント100円に交換、上限1,000円まで）※ポイント交換業務は市社会福祉協議会に委託

【実施状況】ポイント交換受付件数 742件、ポイント交換実績額 3,322,000円

### **③ 地域リハビリテーション活動支援事業**

---

#### **◎元気はつらつ支援事業**

**【内 容】**地域のサロン等に理学療法士を派遣し、運動機能向上に資する指導・支援を行なう

**【実施状況】**派遣団体数 22 団体、参加者数 延べ 515 人

#### **◎お口健やか支援事業**

**【内 容】**地域のサロン等に歯科衛生士、管理栄養士を派遣し、口腔機能向上に資する指導・支援、低栄養予防や食事のチェック方法の指導・支援を行なう。

**【実施状況】**派遣団体数 8 団体、参加者数 延べ 143 人

### **(3) 包括的支援事業**

#### **① 地域包括支援センター運営事業**

---

地域における高齢者の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを担う地域包括支援センターを運営しています。

**【対 象 者】**高齢者又はその家族など

**【内 容】**市内 6 ケ所のセンターが、主任ケアマネジャー・保健師等・社会福祉士の 3 つの職種の専門員が中心となって、高齢者の方の支援を行います。

**【相 談 料】**無料

**【運 営】**

名 称	住 所	電 話
可児市地域包括支援センター	可児市広見一丁目1番地 (市役所2階高齢福祉課内)	62-1111
可児市帷子地域包括支援センター	可児市東帷子1011番地(帷子地区センター内)	66-3377
可児市土田地域包括支援センター	可児市土田1221番地(可児とうのう病院内)	66-7171
可児市東部地域包括支援センター	可児市久々利1527番地(久々利苑2階)	64-5115
可児市北部地域包括支援センター	可児市今渡682番地(福祉センター内)	63-6200
可児市南部地域包括支援センター	可児市塩河2709番地(春里苑内)	66-6722

#### **② 総合相談**

---

**【対 象 者】**高齢者又はその家族等

**【内 容】**高齢者の生活支援・権利擁護のための相談業務を行います。

**【実施状況】**総合相談件数 12,139 件

#### **③ 権利擁護事業**

---

**【実施状況】**高齢者虐待の対応 9 件 (実件数)

#### **④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務**

---

**【内 容】**介護支援専門員のネットワークの構築のための支援、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談および支援困難事例等への指導助言を行います。

**【実施状況】**介護支援専門員、サービス事業所等からの相談に対応 1,695件  
介護支援専門員が行う研修会・会議の企画・運営の支援  
(ケアネット可児、主任介護支援専門員会議)

#### **⑤ 認知症総合支援事業**

---

**【実施状況】**もの忘れ・困りごと相談 305回 相談者 延べ81件  
認知症カフェ 5会場 25回 延べ384名参加  
認知症初期集中支援チームの設置  
認知症ガイドブック・可児市オレンジプランの作成

#### **⑥ 地域ケア会議**

---

**【内 容】**高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的に、個別ケースの検討や地域課題を把握するための地域ケア会議を開催します。

**【実施状況】**地域ケア個別会議 20回 (検討事例20事例+振り返り事例20事例)

#### **⑦ 在宅医療・介護連携推進事業と生活支援体制整備事業**

---

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化に取り組むため、以下の事業を実施しました。

##### **◎在宅医療・介護連携推進事業**

**【内 容】**地域包括ケアシステム構築において必要不可欠である地域の医療と介護関係者の連携推進のため、在宅医療・介護連携推進プロジェクトチーム会議を実施しました。

**【実施状況】**・医療・介護等の専門職約70人による「在宅医療・介護連携推進プロジェクトチーム(かけそばネット)」において、企画委員会3回、全体会10回実施しました。  
・在宅歯科医療連携室等運営業務を可児歯科医師会へ委託しました。

##### **◎生活支援体制整備事業**

**【内 容】**高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、体制構築に向けた取組みを実施しました。

##### **【実施内容】**

- 可児あんしんづくりサポート委員会(第1層協議体)  
地域支え合い活動の啓発、地域資源の把握、地域福祉懇話会について協議をしました。  
(全体会6回・プロジェクトチーム6回)  
地域支え合い活動を進めるための交流会や市民を対象としたフォーラムを開催しました。

## ○地域福祉懇話会

各地域において、「地域の情報を共有する」・「地域の支え合いについて語る」などの場を創設するため、可児市社会福祉協議会と協働し「地域福祉懇話会」の開催を支援しました。

(14 地区実施)

## ○生活支援コーディネーターの配置

可児市全域に第1層生活支援コーディネーターを1人、市内日常生活圏域を基本として地域支え合いコーディネーターを5人配置し、活動団体の支援、地域課題の把握と社会資源の開発を目的として、自治会や民生委員・児童委員、地域の活動団体等と顔の見える関係づくりを行いました。

### (4) 任意事業

#### ① 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守るサポーターを養成しました。

【実施状況】講座回数：19回 サポーター養成数：496人

#### ② 安否確認・配食サービス事業

調理の困難な高齢者等に、自宅へ食事をお届けする際に安否確認を行います。

【対象者】65歳以上の人暮らし高齢者及び高齢者世帯で食事の調理が困難で、家族等からの食事の提供が受けられない方。又は、身体障がい者手帳所持者（1・2級）でそれに準ずる方。

【内 容】市に登録した事業者へ直接注文します。利用は、昼・夕食で、希望に応じて配達します。1食につき、安否確認費として200円の助成があります。

令和6年度 利用状況	月平均利用者数	230人
	延べ利用食数	82,939食

### (5) 介護保険特別給付（介護用品購入助成事業）

在宅で生活する要介護認定を受けている方に対し、介護用品の購入に要する経費の一部を助成します。

【対象者】在宅で生活する要介護1～5の認定を受けている方で、介護用品を必要とする方

【内 容】介護用品（おむつ、防水シーツ）

【助成額】要介護度および、世帯の市民税所得割額の合計により決定します。

令和6年度 利用状況	助成決定件数	1,622件
------------	--------	--------

## 6 介護保険

### (1) 認定者数

(令和7年3月31日現在)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数(人)	947	699	1,139	701	453	531	405	4,875
構成比(%)	19.4	14.3	23.4	14.4	9.3	10.9	8.3	100.0

### (2) 介護保険料

令和6年度から令和8年度までの基準月額5,700円（第5段階）

#### 令和7年度 所得段階別の保険料額（年額）

段階	金額	説明
第1段階	17,100円	生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	27,360円	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万9千円円以下の方
第3段階	44,460円	80万9千円円を超え120万円以下の方
第4段階	58,140円	120万円を超える方
第5段階 (基準)	68,400円	世帯に市民税課税の人があり、本人は市民税非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万9千円円以下の方
第6段階	75,240円	80万9千円円を超える方
第7段階	82,080円	120万円未満の方
第8段階	99,180円	120万円以上210万円未満の方
第9段階	109,440円	210万円以上320万円未満の方
第10段階	123,120円	320万円以上420万円未満の方
第11段階	136,800円	420万円以上520万円未満の方
第12段階	150,480円	520万円以上620万円未満の方
第13段階	157,320円	620万円以上720万円未満の方
第14段階	164,160円	720万円以上800万円未満の方
第15段階	171,000円	800万円以上900万円未満の方
第16段階	181,260円	900万円以上1,000万円未満の方
第17段階	194,940円	1,000万円以上1,500万円未満の方
		1,500万円以上の方

※第1～第5段階における合計所得金額は公的年金所得金額を除いた額となります。

(3) 介護サービス事業所数

市内の介護サービス事業所数は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

項目内容	サービスの種類	事業所数
県指定の介護給付	訪問介護	24
	訪問入浴	0
	訪問看護	17
	訪問リハビリテーション	2
	通所介護	22
	通所リハビリテーション	6
	短期入所生活介護	7
	短期入所療養介護	2
	福祉用具貸与	5
	特定福祉用具販売	5
	特定施設入居者生活介護	1
	介護老人福祉施設	4
	介護老人保健施設	2
	介護医療院	1
県指定の介護予防 給付	介護予防訪問入浴	0
	介護予防訪問看護	17
	介護予防訪問リハビリテーション	2
	介護予防通所リハビリテーション	6
	介護予防短期入所生活介護	6
	介護予防短期入所療養介護	2
	介護予防福祉用具貸与	5
	介護予防特定福祉用具販売	5
	介護予防特定施設入居者生活介護	1
市指定の介護給付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
	夜間対応型訪問介護	0
	地域密着型通所介護	12
	認知症対応型通所介護	1
	小規模多機能型居宅介護	2
	認知症対応型共同生活介護	10
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
	地域密着型介護老人福祉施設	3
	看護小規模多機能型居宅介護	1
	居宅介護支援	25
市指定の介護予防 給付	介護予防認知症対応型通所介護	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2

項目内容	サービスの種類	事業所数
市指定の介護予防 給付	介護予防認知症対応型共同生活介護	10
	介護予防支援	6
介護予防・日常生活 総合事業	訪問介護相当サービス	22
	訪問型サービス A	4
	通所介護相当サービス	31
	通所型サービス A	7

#### (4) 介護（予防）サービス利用件数

介護保険サービスの利用件数（予防サービス分を含む。）は、次のとおりです。

（現物給付：令和7年3月利用分、償還払い：令和7年4月支給決定分）

サービスの種類	利用件数	サービスの種類	利用件数
訪問介護	643	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴	54	看護小規模多機能型居宅介護	19
訪問看護	552	認知症対応型共同生活介護	164
訪問リハビリ	58	地域密着型通所介護	270
通所介護	1,069	地域密着型介護老人福祉施設	85
通所リハビリ	385	福祉用具購入	42
福祉用具貸与	1,943	住宅改修	37
短期入所生活介護	326	介護老人福祉施設	313
短期入所療養介護	36	介護老人保健施設	224
居宅療養管理指導	1,619	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	84	介護医療院	54
認知症対応型通所介護	17	居宅介護支援	2,723
小規模多機能型居宅介護	43	合 計	10,761
対前年度比（%）			108.85

#### (5) 介護（予防）給付費

令和6年度の介護給付費（予防給付費を含む。）は、次のとおりです。

（単位：円）

サービスの種類	給付費	サービスの種類	給付費
訪問介護	814,896,341	地域密着型通所介護	243,969,488
訪問入浴	41,971,410	地域密着型介護老人福祉施設	319,657,776
訪問看護	202,213,070	特定施設入居者生活介護	141,578,276

サービスの種類	給付費	サービスの種類	給付費
訪問リハビリ	18,923,586	介護老人福祉施設	997,082,767
通所介護	894,178,861	介護老人保健施設	840,478,469
通所リハビリ	225,375,491	介護療養型医療施設	0
福祉用具貸与	240,951,244	介護医療院(特定診療費含む)	122,819,923
短期入所生活介護	460,068,277	居宅介護支援	389,931,670
短期入所療養介護	26,097,636	福祉用具購入	8,971,220
居宅療養管理指導	113,304,960	住宅改修	40,337,889
認知症対応型共同生活介護	535,957,791	審査支払手数料	7,849,566
認知症対応型通所介護	19,028,292	高額介護サービス費	169,250,011
小規模多機能型居宅介護	98,341,241	高額医療合算介護サービス費	28,911,896
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	596,945	特定入所者介護サービス費	115,889,890
看護小規模多機能型居宅介 護	44,325,814	合 計	7,162,959,800
		対前年度比 (%)	104.21

#### (6) 介護予防支援

**【内 容】** 要支援1又は2の認定を受けた方で、介護予防給付のサービスを利用する方に、介護予防サービス計画を作成し、サービスが適正に提供されるよう関係機関との連絡調整を行ないます。

**【実施状況】** 地域包括支援センターで作成 延べ 5,712件

居宅介護支援事業所に委託 延べ 965件

## 第8 可児市福祉センター

### | 可児市福祉センター

福祉センターは地域の福祉活動、文化活動の場として、市民の方々に幅広く利用されています。施設は、指定管理者制度を導入し、管理・運営されています。

<場 所> 可児市今渡682番地 | 電話 62-5329

<開館時間> 午前8時30分～午後10時

<休 館 日> 年末年始（12月29日～1月3日）

- <そ の 他>
- ・可児市障がい者生活支援センター ハーモニー（P16参照）
  - ・可児市シルバー人材センター（P48参照）
  - ・可児市社会福祉協議会（P63参照）

が福祉センター内に入居しています。

令和6年度  
利用状況

利用件数	2,797件
------	--------



可児市福祉センター

## 第9 地域の社会福祉事業

### I 民生委員児童委員

民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って、地域社会において生活、児童、障がい者（児）、高齢者等のことで問題を持っている人々に対し、相談や援助・指導にあたっています。また、「心配ごと相談」や「生活福祉資金貸付制度」の運営に携わり、常に身近な良き相談・助言者としての使命を果たしています。さらに、児童問題に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が活動しています。

#### 職務内容

- ① 要援護者等の見守り訪問活動
- ② 相談や関係機関との連携など、住民と行政のつなぎ役としての活動
- ③ 各種協力活動
  - ・調査（要援護者調査等）・市や地域行事への協力

#### 委員構成

（令和7年4月1日現在 単位：人）

区分	定員	現員	内訳	
			男	女
民生委員児童委員 (うち主任児童委員)	182(19)	182(19)	106(6)	76(13)

・民生委員児童委員、主任児童委員の任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日

#### 主な活動（令和6年度）

##### <民生委員児童委員>

###### I 相談対応・必要な支援

課題を抱えている方からの相談に応じ、また、必要な支援を実施

相談件数 852件

日常生活支援 155件

###### 2 見守り(訪問)活動

訪問活動回数 28,989回 (委員一人当たり平均159回/年)

###### (1)要援護者への見守り訪問

###### (2)気がかりな人への見守り(訪問)

###### (3)子育て世代への見守り(訪問)

### 3 実態把握・調査

#### (1)要援護者調査(年1回)

65歳以上高齢者名簿により個別訪問し見守りを必要とする要援護者を調査

#### (2)救急医療情報キットの配布およびメンテナンス(年1回)

65歳以上の1人暮らしの方で希望される方に配布

新規配布は通年。既配布数1,675個（令和7年2月28日現在）

### <主任児童委員>

#### 1 子育てサロンの開催

地区センターや児童センターなど市内11か所で、原則月1回開催

#### 2 小中学校との情報交換(月1回程)

学校へ定期的に訪問し情報交換

## 2 要援護者の状況

要援護者数（令和6年12月1日現在） 2,049世帯 うち1人暮らし 1,520世帯

## 3 地域福祉協力者制度

高齢化や核家族化が進むなか、「ひとり暮らしの人や体の不自由な人などを地域で見守り、支え合い、安心して暮らせるまちを地域の皆さんでつくる」ための制度で、近所・友達同士のお付き合いの中で高齢の方や体の弱い方の見守りや気配りを、無理のない範囲でお願いするものです。

また、必要に応じて安否の状況などを伝えたり、福祉サービスなどの情報を得たりするなど、民生委員児童委員のパートナーとして互いに連携・協力して活動します。

登録地区・人数（令和7年4月1日現在） 92地区 377人

## 4 地域見守り協力活動

地域の見守り体制をより強化するため、郵便、新聞、牛乳、電気、ガス、金融機関、介護サービスを行う事業者など各家庭を業務で訪問している民間事業者や市民団体と「地域見守り協力活動に関する協定」を締結し、日頃の業務や活動の中で見守りの協力を得ることにより、より多面的に一人暮らしの高齢者世帯等、気がかりな世帯の異変を早期に発見し、迅速な支援につなげていくものです。

協定件数（令和7年4月1日現在） 195件（事業所194件、市民団体1件）

## 5 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会

社会福祉法人可児市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、地域福祉の推進を目的として、地域住民や関係機関・団体・施設等との協働により、人と人とのつながりを育み、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

また、第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画を基に、福祉の課題に対して市民と協力しながら活動を展開しています。

«事務局：可児市今渡682番地1 可児市福祉センター内 電話 62-1555 FAX62-5342»



可児市社会福祉協議会



Facebook



Instagram

### 主な業務内容

#### (1) 地域での福祉活動の支援

地域の実情に応じた福祉活動を積極的に推進するために、自治連合会単位で14の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が組織されています。市社協は地区ごとに担当職員を配置し、地域住民とともに、地域福祉活動及び地区社協活動の活性化に取り組んでいます。また、生活支援体制整備事業である第1層及び第2層生活支援コーディネーター設置業務を可児市から受託し、地域全体で高齢者を支えるしくみづくり（地域福祉懇話会）の推進を図ります。

また、交流会や研修会の開催によって「ふれあい・いきいきサロン」など住民相互の助け合い活動を行っているボランティア団体などの活動を支援するとともに、赤い羽根共同募金を活用した助成金を交付して福祉のまちづくりを支援しています。

なお、サロンには、高齢者を対象としたものだけでなく、子育てサロン、多世代サロン、子ども食堂などがあり、市内118か所（令和7年4月1日現在）で開設されています

#### (2) ボランティア活動の支援

地域のボランティア活動を推進するために「ボランティアセンター」を拠点として、ボランティアの活動支援やボランティア活動に関する相談及び交流の促進を図っています。

また、市民がボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、子育て世代の安心づくり、高齢者の安気づくりを目指して平成26年度から可児市が実施する地域支え愛ポイント制度（Kマネー事業）における管理事務を受託し、ボランティア登録、ポイント交換等を行うことで、ボランティア活動の拡充を図っています。

#### (3) 可児市生活サポートセンター

生活に困っている人への総合福祉相談窓口として可児市福祉センターに可児市生活サポートセンターを設置しています。日常生活においての困りごとに対する支援を行っています。主な事業は、経済的な問題等で生活に困窮している人への支援である生活困窮者自立支援事業（PI3参照）です。この事業の相

談窓口は令和4年度から市役所福祉支援課内にも設置しています。

また、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるように、みなさまの権利を総合的に守る「ずっとあんき支援事業」を行っています。この事業は市社協が実施する権利擁護事業の総称で、法人後見事業、日常生活自立支援事業、死後事務委任、入退院及び入退所時支援サービスを行っています。他にも、必要に応じて生活福祉資金の貸付、福祉用具の貸出を行っています。

《可児市生活サポートセンター：

事業全般：可児市福祉センター内 電話 61-2525

生活困窮者自立支援事業：可児市役所福祉支援課内 電話 62-1111 内線3186》

(4) 障がい者（児）への相談援助

障がい者が地域の中で安心して生活を送ることができるように「可児市障がい者生活支援センターハーモニー」を運営し、自立や社会参加を支援しています。

障がい者に関する福祉サービスの相談やサービス利用計画の作成及びモニタリング、ピアカウンセリング、サービスの情報提供、各種教室の開催など様々な障がい者（児）の支援を行っています。

《可児市障がい者生活支援センターハーモニー：

可児市福祉センター内 電話 62-5231 FAX 62-0037》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行い、障がいの種別に関わらず、障がいのある方が安心して相談できる支援体制、環境整備を進めています。市内の相談支援事業者関係機関と連携し、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

《可児市障がい者基幹相談支援センター：

可児市役所 福祉支援課内 電話 62-1111 内線3175 FAX 63-1294》

(5) 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を、医療、介護、福祉、健康などさまざまな面から総合的に支えるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が連携して介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、総合相談・支援などの業務を行っています。

対象地区：今渡、川合、下恵土、兼山

《可児市北部地域包括支援センター：可児市福祉センター内 電話 63-6200》

(6) 介護保険の居宅介護支援（ケアマネジメント）

要介護の認定を受けた人の心身の状況、置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、適切な介護保険サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように居宅サービス計画を作成します。

《市社協居宅介護支援事業所：可児市福祉センター内 電話 61-5926》

#### (7) 介護保険および障害がい者総合支援の訪問介護

日常生活に支障のある高齢者や障がい者に対してホームヘルパーを派遣します。住み慣れたわが家で安心して暮らせるように身体介護や生活援助のサービスを提供します。また、一人での外出が困難な視覚障がい者の外出時に同行し、情報の提供や移動の援護など必要な援助を行います。

«市社協訪問介護支援事業所：可児市福祉センター内 電話 60-3272»

#### (8) 可児市老人福祉センター福寿苑

「第7 高齢者の福祉 4 老人福祉センター (2)老人福祉センター福寿苑」(P60参照)

«可児市老人福祉センター福寿苑：可児市大森347番地2 電話 63-3333»

#### (9) ふれあいの里可児

障がい者の日中活動の場として、主に作業を行うことで就労を支援する「就労継続支援B型」と、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行う「生活介護」からなる多機能型の事業所です。

<就労継続支援B型>

就労に必要な知識の習得や能力の維持向上を支援するために、クッキーの製造販売や、箱折などの受託作業、施設外作業など生産活動の機会を提供しています。

○利用定員30名

<生活介護>

障がいに応じた日常生活や社会生活を送るために、食事や入浴、排泄等の支援をはじめ、創作的活動又はレクリエーションを取り入れた日中活動の機会を提供しています。

○利用定員20名

«ふれあいの里可児：可児市中恵土2359番地70 電話 61-3711»



クッキー製造の風景



作業活動（箱折）風景

## 6 可児市ボランティア連絡協議会

市内のボランティアの力を結集し、その活動の発展と社会福祉の向上に努めています。

ボランティア団体間の連携並びに支援と育成を図り、社会福祉関係機関との連携を密にして事業を進めています。

加入団体（令和7年4月1日現在）

No.	会の名称	活動内容	会員数(人)
1	相互扶助の会いしづえ	在宅支援活動、ミニカフェくるみの運営（喫茶、食事会、手作りサロン、ビンゴ麻雀）、施設訪問、広報活動等	29
2	手話サークルかにっ子	手話の普及活動、聴覚障がい者との交流、手話学習	46
3	じょんがらクラブ	施設での演芸訪問（ハーモニカ、ギター、デジタルギター、横笛、三味線等の楽器演奏・歌・ゲームなど）	12
4	はるこまの会	踊りを通じて目標（発表会）に向かって会員同士で精進すること	13
5	可児マジック	福祉施設や地域行事でのマジック披露・指導	7
6	あすなろの会	踊りと歌で（心の癒し）（楽しいひと時を）過ごしてもらう。本格的な踊りが何曲もあり。歌は懐かしい歌で、一緒に歌ってもらう	5
7	大正琴 琴艶会	大正琴演奏、施設訪問 大正琴の音色のやさしさ、すばらしさを伝える	30
8	鳩吹山を緑にする会	帷子インターの道路清掃、薬王寺での森の整備、鳩吹山の清掃登山、研修会等	19
9	鳩吹山ともの会	鳩吹山遊歩道の環境保全・環境美化・植樹等の緑化活動、パトロール活動、登山等の課外学習支援	66
10	ミニディサロン ふれあい・さつき	高齢者のふれあいディサロン	1
11	サロンフラワー	毎月2回のサロンでレクリエーションや小物づくりなど	6
12	さわやかハーモニーズ	ハーモニカの演奏を通じてふれあい、施設訪問	5
13	アロハ・フレンズとその仲間たち	ウクレレの弾き語り。他演奏者とのコラボ演奏	1
14	シシ丸王国 寺子屋とことん塾	健康ウォーク、軽体操等で健康で元気なまちづくりの推進	2
15	兼山鳥峰太鼓保存会	各施設や地域行事等での太鼓演奏。	10

No.	会の名称	活動内容	会員数(人)
16	ふれあいサロンまんさく	サロンの開催（月2回の茶話会、健康体操、脳トレ、物づくり、合唱等）	4
17	よろず相談所ひまわりの会	ボランティア活動の応援・相談。縁結びのお手伝い。困りごと・心配事相談。その他お話相手やお役に立てること	1
18	矢戸おしゃべりサロン	高齢者を対象に月に1回サロンを開催。 春里地区住民を対象にイベントを開催。	10
19	可児市災害ボランティアサポート	市内で災害が発生した場合、被災者支援、迅速な復興に大変重要な「災害ボランティアセンター」の運営支援を目的にしている	23
20	玉風会9スケール	尺八による唱歌、演歌などの演奏、曲や参加者に合わせたトーク、爽風コンサートの実施	11
21	すこやかサロン矢戸	毎月2回の健康サロン、茶話会	7
22	ミックスサラダ	唱歌、フォークソング、懐かしい歌謡曲等をギター、リコーダー、ピアニカ等の伴奏で歌い、皆さんに口ずさんでいただく	4
23	キングレコードものまね寅さん 上ノジョン	サロンやイベントに訪問し、歌謡ショーやものまねの披露	1
24	栄町サロン	毎月1回サロンを開催（健康体操や会食、レクリエーション等）	8
25	木曽川左岸遊歩道友の会	木曽川左岸の竹林遊歩道の整備活動(草刈り、ごみ拾い、枯竹・倒木の伐採の処理等)、貴重植物の保護活動等	152
26	「心の友」	学習支援、福祉レクリエーション、芸能	11
27	緑おしゃべりサロン	おしゃべりサロンの開催	17
合 計			501